

武雄市・山内町・北方町合併協議会

第 4 回 会 議

日時：平成17年 2月 9日（水）午後2時

会場：武雄市文化会館ミーティングホール

武雄市・山内町・北方町合併協議会第4回会議次第

日時：平成17年2月9日（水）午後2時

会場：武雄市文化会館ミーティングホール

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 議 事

(1) 報 告 事 項

報告第12号 武雄市・山内町・北方町合併協議会第3回会議結果について

・・・P 2

(2) 協 議 事 項

協議第22号 公共的団体等の取扱いについて

・・・P 4

協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて

・・・P 13

協議第24号 慣行の取扱いについて

・・・P 19

協議第25号 行政区の取扱いについて

・・・P 23

協議第26号 新市建設計画（基本構想）について

・・・P 27

協議第27号 事務組織及び機構の取扱いについて

・・・P 28

協議第28号 国民健康保険事業の取扱いについて

・・・P 33

協議第29号 消防団の取扱いについて

・・・P 45

4. そ の 他

第5回会議の開催期日等について

日時：平成17年2月18日（金）午後2時

会場：山内町農村環境改善センター

5. 閉 会

報告第 1 2 号

武雄市・山内町・北方町合併協議会第 3 回会議結果について

1. 報告事項

報告第 1 1 号 武雄市・山内町・北方町合併協議会第 2 回会議結果について(報告済)

2. 協議事項

協議第 1 7 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて (確認)

〔内容：新市に 1 つの農業委員会を置く。任期については、1 市 2 町の選挙で選任された委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後、平成 1 8 年 7 月 1 9 日までの間引き続き新市の委員として在任する。選挙区の設定については、政令で定める基準に従い、2 以上の選挙区を設定する。〕

協議第 1 8 号 地域審議会の取扱いについて (確認)

〔内容：武雄市、山内町及び北方町の区域毎にそれぞれ地域審議会を設置する。〕

協議第 1 9 号 地方税の取扱いについて (確認)

〔内容：1. 個人市町村民税、法人市町村民税の均等割、軽自動車税及び市町村たばこ税の税率については、1 市 2 町とも差異がないため現行のとおりとする。入湯税の税率については武雄市の例による。2. 法人市町村民税の法人税割については、1 4 . 7 %とする。ただし、合併年度については、市町村の合併の特例に関する法律第 1 0 条の規定により不均一課税を適用する。3. 固定資産税の税率については、1 . 5 5 %とする。ただし、合併年度及びこれに続く 3 年間については、市町村の合併の特例に関する法律第 1 0 条の規定により不均一課税を適用し、段階的に調整する。4. 個人市町村民税及び固定資産税の納期は、合併までに調整する。法人市町村民税、軽自動車税、市町村たばこ税及び入湯税の納期は差異がないため現行のとおりとする。〕

協議第 2 0 号 一部事務組合の取扱いについて (確認)

〔内容：1. 杵藤地区広域市町村圏組合、佐賀県市町村消防団員公務災害

補償組合、佐賀県自治会館組合、佐賀県市町村交通災害共済組合、杵東地区衛生処理場組合、杵島工業用水道企業団及び佐賀西部広域水道企業団は、当該組合、企業団及び構成市町村の協議を行い、合併の日の前日をもって当該組合及び企業団から脱退し、新市において合併の日に新たに加える。2．佐賀県町村職員退職手当組合、佐賀県町村議会議員公務災害補償等組合及び佐賀県町村非常勤職員公務災害補償等組合は、当該組合及び構成町村の協議を行い、合併の日の前日をもって当該組合から脱退する。なお、佐賀県町村職員退職手当組合については、当該組合の規約改正等により、新市の加入条件が整った上で、1市2町の長が新市の財政運営の効率化に寄与すると認める場合にあっては、新市において合併の日に新たに加えることができるものとする。3．武雄市山内町衛生処理組合は、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぎ、同組合の一般職の職員についても、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。]

協議第21号 使用料、手数料の取扱いについて (確認)

[内容：1．施設使用料は、原則として現行のとおりとする。その他の使用料については、武雄市の例を基本に統一する。2．手数料は、山内町及び北方町の例を基本に統一する。3．使用料、手数料は、受益と負担の公平性を確保するという観点に立ち、継続的な運営改善努力と適正な受益者負担の原則に則った料金設定と定期的な見直しを行うものとする。]

協議第11号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議) (確認)

[内容：新市の議会議員の条例定数は30人とし、新市設置の日から50日以内に選挙を行うものとする。]

3．次回協議事項

協議第22号 公共的団体等の取扱いについて (提出)

協議第23号 補助金、交付金等の取扱いについて (提出)

協議第24号 慣行の取扱いについて (提出)

協議第25号 行政区の取扱いについて (提出)

協議第26号 新市建設計画(基本構想)について (提出)

協議第 2 2 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 月 2 5 日

武雄市・山内町・北方町合併協議会

会 長 古 庄 健 介

公共的団体等の取扱いについて
公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

平成 年 月 日確認

協議事項調整内容

協定項目	公共的団体等の取扱いについて	関係項目	
------	----------------	------	--

調査内容	調整の具体的内容	1. 共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 2. 国、県等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。 3. 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとし、新市において組織のあり方について検討を行う。		
	項目	武雄市	山内町	北方町
総務関連	武雄地区交通安全協会	武雄地区交通安全協会山内支部		北方町交通安全対策協議会
	武雄地区交通対策協議会	山内町交通対策協議会		交通安全指導員会
	武雄市交通安全指導員会	山内町交通安全指導員会		交通安全母の会
	武雄市交通安全母の会	山内町交通安全母の会		
	武雄地区防犯協会	山内町防犯協会		北方町防犯推進協議会
	武雄市行政協力員	山内町生活安全推進協議会		北方町駐在員会
	武雄市防衛協会	山内町駐在員会		
	武雄市明るい選挙推進協議会	山内町明るい選挙推進協議会		北方町明るい選挙推進協議会
企画関連	武雄市温泉活用推進協議会			
	武雄市男女共同参画推進会議			
	武雄市女性ネットワークの会	山内町女性ネットワークの会		北方町女性ネットワーク
	武雄市土地開発公社	山内町国際交流促進協議会		
		山内町土地開発公社		
福祉関連	武雄市民生委員児童委員連絡協議会	山内町民生児童委員協議会		北方町民生児童委員協議会
	社団法人武雄市シルバー人材センター	山内町シルバー人材センター		北方町シルバー人材センター
	武雄市老人クラブ連合会	山内町老人クラブ連合会		北方町老人クラブ連合会
	武雄市ボランティア連絡協議会	山内町ボランティア連絡協議会		北方町ボランティア連絡協議会
	武雄市遺族会	山内町遺族会		北方町遺族会
	武雄市傷痍軍人会 同妻の会	山内町傷痍軍人会 同妻の会		北方町傷痍軍人会
	武雄市手をつなぐ育成会	山内町手をつなぐ親の会		北方町手をつなぐ育成会
	武雄市身体障害者福祉協会	山内町身体障害者福祉協会		北方町身体障害者福祉協会
	武雄市心身障害児者親の会			
	武雄市母子寡婦福祉連合会	山内町母子寡婦連盟		北方町母子寡婦連盟
	武雄市原爆被害者友の会	山内町被爆者団体協議会		
	武雄市杵島精神障害者家族会	武雄市杵島精神障害者家族会		
	武雄市社会福祉協議会	山内町社会福祉協議会		北方町社会福祉協議会
環境衛生関連	武雄市健康づくり協議会	山内町健康づくり推進協議会		
	武雄市保健推進協議会	山内町食生活改善推進協議会		北方町食生活改善推進協議会
	武雄市母子保健推進員協議会	山内町母子保健推進員会		北方町母子保健推進員会
	武雄市保健連絡協議会			
		有田地区じん肺対策協議会		
		蕪山等産業廃棄物適正処理推進協議会		
	武雄市ごみ減量等推進協議会	快適やまうち環境づくり推進協議会		
	ゴルフ場周辺地域水質保全協議会			
		山内町児童虐待防止協議会		

協定項目		公共的団体等の取扱いについて		関係項目
項目	武雄市	山内町	北方町	
	農林関連	佐賀みどり農業協同組合	佐賀みどり農業協同組合	
杵島地区農業共済組合		杵島地区農業共済組合	杵島地区農業共済組合	
武雄杵島森林組合		武雄杵島森林組合	武雄杵島森林組合	
武雄山内地区有害鳥獣広域駆除対策協議会		武雄山内地区有害鳥獣広域駆除対策協議会	杵島地区有害鳥獣広域対策駆除協議会	
武雄山内地区猟友会		武雄山内地区猟友会		
武雄・杵島地区農業指導連絡協議会		武雄・杵島地区農業指導連絡協議会	武雄・杵島地区農業指導連絡協議会	
武雄東部土地改良区			大崎・橋下土地改良区	
川登土地改良区				
武雄南部土地改良区				
上西山みどりの少年団		宮野緑の少年団	北方町緑の少年団	
		船の原緑の少年団		
武雄市総合農政推進協議会		農業振興地域整備促進協議会		
農業用廃プラスチック適正処理推進協議会		農業用廃プラスチック適正処理推進協議会	農業用廃プラスチック適正処理推進協議会	
水田農業経営確立対策推進協議会		水田農業経営確立対策推進協議会	水田農業経営確立対策推進協議会	
		山内町自立経営農業振興会		
農林関連		ふるさと食品研究会		
	武雄市畜産振興会	山内町畜産振興会	杵島地区畜産振興会	
	武雄地区家畜防疫協会	黒髪ノ里運営協議会		
	武雄地区大家畜空胎防除協議会	武雄地区家畜防疫協会	杵島中部地区家畜自衛防疫会	
		武雄地区大家畜空胎防除協議会		
商工関連	武雄市商工会議所	山内町商工会	北方町商工会	
	財団法人武雄市観光協会	山内町観光協会		
	武雄古唐津焼協同組合			
	温泉通り振興会等(商店街等活性化団体)			
	財団法人佐賀勤労者福祉事業団			
	佐賀セラミックパレー協議会	佐賀セラミックパレー協議会		
教育関連	武雄市婦人連絡協議会	山内町婦人会	北方町婦人会	
	財団法人武雄市体育協会	山内町体育協会	北方町体育協会	
	武雄市体育指導員協議会	山内町体育指導委員協議会	北方町体育指導員協議会	
	武雄市青少年育成市民会議	山内町青少年育成町民会議	北方町青少年育成町民会議	
	武雄市文化協会	山内町文化連盟		
	武雄市文化財保護審議会	山内町文化財保護審議会	北方町文化財保護審議会	
	武雄市子どもクラブ連絡協議会	山内町子どもクラブ育成連絡協議会		
	武雄市連合青年団		北方町青年団	
	武雄市PTA連合会	山内町PTA連合会	北方町PTA連絡協議会	
	武雄市図書館 歴史資料館協議会			
	中央公民館等公民館運営審議会	山内町公民館運営審議会	北方町公民館運営審議会	

協定項目	公共的団体等の取扱いについて	関係項目	社会福祉協議会の状況
<p style="text-align: center;">武 雄 市</p> <p>(H16.4.1現在) 社会福祉法人 武雄市社会福祉協議会</p> <p>法人設立：S43.10.1 所在地：武雄市武雄町大字富岡8481-1 (旧介護保健事業所事務所) 会 長：武雄市長 古庄健介(理事1) 副 会 長：2名(理事2) 事務局 長：1名(常務理事1) 理 事：10名(上記理事4名除く) 監 事：3名 評 議 員：30名</p> <p>組織及び職員数 事務局 長 1名 福祉活動専門員 1名 地域福祉コーディネーター 1名 書記 1名 生きがい対応型デイサービス事業 1名 老人福祉センター(日輪荘) 3名 介護サービス事業 5名 権利擁護事業 1名</p> <p>連携組織として 地区社協(任意団体) ・武雄市社協武雄地区協議会 ・武雄市社協橘地区協議会 ・武雄市社協朝日地区協議会 ・武雄市社協若木地区協議会 ・武雄市社協武内地区協議会 ・武雄市社協東川登地区協議会 ・武雄市社協西川登地区協議会</p>	<p style="text-align: center;">山 内 町</p> <p>(H16.4.1現在) 社会福祉法人 山内町社会福祉協議会</p> <p>法人設立：S44.5.15 所在地：山内町大字三間坂甲13887 (山内町テイクセンター内) 会 長：山内町長 永尾光義(理事1) 副 会 長：1名(理事1) 理 事：7名(上記理事2名除く) 監 事：2名 評 議 員：20名</p> <p>組織及び職員数 事務局 長 1名 福祉活動専門員 1名 書記 1名 生きがい対応型デイサービス事業 4名 基幹型在宅介護支援センター 2名 ボランティアセンター 1名</p>	<p style="text-align: center;">北 方 町</p> <p>(H16.4.1現在) 社会福祉法人 北方社会福祉協議会</p> <p>法人設立：S55.9.8 所在地：北方町大字志久1557 (北方町役場内) 会 長：北方町長 松本和夫(理事1) 副 会 長：1名(理事1) 理 事：13名(上記理事2名除く) 監 事：2名 評 議 員：31名</p> <p>組織及び職員数 事務局 長 1名 福祉活動専門員 1名 書記 2名 生きがい対応型デイサービス事業 3名 老人福祉センター「長寿園」 1名 福祉バス運転士 2名 介護事業所 7名</p>	<p style="text-align: center;">調整の具体的内容</p> <p>社会福祉協議会については、社会福祉法に基づき、合併時統合できるよう協議調整に努める。</p>

協議事項調整内容

協定項目	公共的団体等の取扱いについて		関係項目	土地開発公社
1. 土地開発公社の概要				
設置団体	武雄市		山内町	北方町
土地開発公社名	武雄市土地開発公社		山内町土地開発公社	該当なし
設立年月日	昭和45年11月16日		昭和48年11月15日	
事務所の所在地	武雄市武雄町大字昭和1番地1 武雄市役所内		山内町大字三間坂甲13800番地 山内町役場内	
設立の趣旨	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与する。		公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与する。	
役員構成	理事 10人以上～16人以内 (うち理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、監事2名) (現況：理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事8名、監事2名 計13名)		理事 10人以上～15人以内 (うち理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、監事2名) (現況：理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事11名、監事2名 計16名)	
事業内容	公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項各号(第1号二を除く。)に掲げる業務。国、地方公共団体、その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務。		公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項各号(第1号二を除く。)に掲げる業務。国、地方公共団体、その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務。	(1) 山内町土地開発公社については、武雄市土地開発公社に資産及び負債を引継ぎ、合併までに解散する。 (2) 武雄市土地開発公社については、合併時に定款変更を行い、新市の土地開発公社とする。

2. 貸借対照表

(単位：千円)

項 目	武雄市		山内町		1市1町の合計	
	H 1 4	H 1 5	H 1 4	H 1 5	H 1 4	H 1 5
(資産の部)						
流動資産						
現金預金	10,243	6,234	553	532	10,796	6,766
未収金	49,001	112	0	0	49,001	112
公有用地	2,683,942	2,406,688	0	0	2,683,942	2,406,688
流動資産合計	2,743,186	2,413,034	553	532	2,743,739	2,413,566
固定資産						
車両及び運搬具	706	659	0	0	706	659
定期預金	48,622	3,000	9,362	9,362	57,984	12,362
固定資産合計	49,328	3,659	9,362	9,362	58,690	13,021
資産合計	2,792,514	2,416,693	9,915	9,894	2,802,429	2,426,587
(負債の部)						
流動負債						
未払金	2,359	4,447	0	0	2,359	4,447
短期借入金	2,594,906	2,319,940	0	0	2,594,906	2,319,940
短期預り金	1,014	323	0	0	1,014	323
流動負債合計	2,598,279	2,324,710	0	0	2,598,279	2,324,710
固定負債						
長期借入金	0	0	0	0	0	0
普通引当金	45,622		0	0	45,622	0
固定負債合計	45,622	0	0	0	45,622	0
負債合計	2,643,901	2,324,710	0	0	2,643,901	2,324,710
(資本の部)						
基本金						
基本財産	3,000	3,000	3,000	3,000	6,000	6,000
基本金合計	3,000	3,000	3,000	3,000	6,000	6,000
準備金						
前期繰越準備金	176,570	145,613	6,933	6,915	183,503	152,528
当期純損益	30,957	56,630	18	21	30975	56651
準備金合計	145,613	88,983	6,915	6,894	152,528	95,877
資本合計	148,613	91,983	9,915	9,894	158,528	101,877
負債資本合計	2,792,514	2,416,693	9,915	9,894	2,802,429	2,426,587

参考資料

協 定 項 目	公共的団体等の取扱いについて	関係項目	
<p>【関係法令】</p> <p>【地方自治法】 (公共的団体等の監督)</p> <p>第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。</p> <p>2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。</p> <p>4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の文化事業スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とは問わない。(行実S24.1.13)</p></div> <p>【市町村の合併の特例に関する法律】 (国、都道府県等の協力等)</p> <p>第16条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第151条第1項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。</p> <p>6 都道府県は、合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画を達成するための事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。</p>			

参考資料

協定項目	公共的団体等の取扱いについて	関係項目	社会福祉協議会
<p data-bbox="204 286 368 320">【関係法令】</p> <p data-bbox="193 360 408 394">社会福祉法抜粋</p> <p data-bbox="193 443 1390 712">第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。</p> <ol data-bbox="225 763 1374 954" style="list-style-type: none">1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成4. 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 <p data-bbox="201 1003 1390 1193">2 地区社会福祉協議会は、1 又は 2 以上の区（地方自治法第 252 条の 20 に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。</p> <p data-bbox="201 1243 1390 1350">3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第 1 項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。</p> <p data-bbox="201 1400 1390 1507">4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第 1 項各号に掲げる事業を実施することができる。</p> <p data-bbox="201 1556 1390 1630">5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の 5 分の 1 を超えてはならない。</p> <p data-bbox="201 1680 1390 1794">6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>			

参考資料

協定項目	公共的団体等の取扱いについて	関係項目	土地開発公社
【関係法令】			
公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年6月15日法律第66号） 抜粋			
（設立）			
第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。			
2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。			
（定款）			
第14条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。			
1 目的			
2 名称			
3 設立団体			
4 事務所の所在地			
5 役員の定数、任期その他役員に関する事項			
6 事務の範囲及びその執行に関する事項			
7 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項			
8 広告の方法			
9 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項			
2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。			
（解散）			
第22条 土地開発公社は、設立団体はその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。			
2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。			

協議第 2 3 号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 月 2 5 日

武雄市・山内町・北方町合併協議会

会 長 古 庄 健 介

補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において必要性・有効性・公平性の観点から、以下のとおり調整する。

- 1 . 同一又は同種の補助金等については、新市において補助金の種類ごとに補助基準等を統一する。
- 2 . 独自の補助金等については、当面、現行のとおりとし、補助金等の経緯、実情、目的等を考慮し、新市において均衡ある取扱いとする。
- 3 . 補助金、交付金等については、常に見直しを行い、必要に応じて廃止や整理統合に努める。

平成 年 月 日確認

協議第 2 4 号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 月 2 5 日

武雄市・山内町・北方町合併協議会

会 長 古 庄 健 介

慣行の取扱いについて
市章、市民憲章、表彰及び市の木・花等については、新市において定めるものとする。

平成 年 月 日確認

協議項目	補助金、交付金等の取扱い	関係項目		
*平成15年度決算分(臨時的補助は除く)				
関連	武 雄 市	山 内 町	北 方 町	
	補助金名等	補助金名等	補助金名等	
総務・企画関連	同一・同種	廃止路線代替バス運行費補助金	廃止路線バス運行補助金	廃止路線代替バス運行費補助金
		地方バス路線運行対策費補助金	地方バス不採算路線維持費補助金	生活路線バス運行費補助金
	独自の補助金	本・分団(消防)運営費補助金	山内町防犯協会助成金	(消防)各部運営費補助金
		消防団員被服購入補助金	武雄地区交通安全協会山内町支部助成金	(消防)各分団運営費補助金
		消防団員幹部礼服購入補助金	武雄地区自転車安全教育推進委員会助成金(H17年度事業廃止)	婦人防火クラブ運営費助成金
		消防操法大会訓練事業補助金	山内町交通安全指導員会助成金	交通安全協会助成金
		消防機具格納庫等改修事業補助金	山内町自衛隊父兄会助成金	交通安全母の会助成金
		防犯灯設置補助金	ふるさと創生運営協議会助成金	自衛隊保護者会補助金
		市内循環バス運行費補助金	黒髪浪漫まつり実行委員会補助金	ふるさと創生国内・国際交流助成金
		高速道路救急業務交付金	山内町乗合タクシー運行費補助金	クリスマスイルミネーション助成金
		生活交通路線維持費補助金	女性ネットワーク事業補助金	フォーラム北方活動助成金
		炎博記念地域活性化事業費補助金		全国高校駅伝大会出場助成金
				原水禁・原水協補助金
				女性ネットワーク活動助成金
民生関連	同一又は同種の補助金	民生委員協議会補助金	民生児童委員協議会活動費補助金	民生児童委員協議会活動費補助金
		社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会事業費助成金	社会福祉協議会補助金
		老人クラブ活動助成金	老人クラブ活動助成金	老人クラブ活動費補助金
		老人クラブ連合会活動促進事業補助金	老人クラブ連合会活動促進事業補助金	老人クラブ連合会活動促進事業補助金
		老人クラブ連合会健康づくり事業補助金	老人クラブ連合会健康づくり事業補助金	老人クラブ健康づくり事業補助金
		福祉タクシー利用助成金	福祉タクシー利用助成金	重度心身障害者タクシー料金助成金
		精神障害者社会復帰推進事業補助金	精神障害者小規模作業所運営費補助金	精神障害者小規模作業所「みふね作業所」運営補助金
		延長保育推進事業補助金	延長保育促進事業補助金	延長保育推進事業補助金
		保育所地域活動事業補助金	保育所地域活動事業補助金	保育所運営費補助金
	独自の補助金	介護保険低所得利用者助成事業補助金	はつらつ高齢者支援事業補助金(H17年度廃止)	はつらつ高齢者支援事業補助金
		シルバー人材センター運営費補助金	介護保険低所得者利用助成事業補助金	杵島郡ホームヘルパー養成研修講座助成金
		老人福祉センター運営費補助金	訪問介護員3級養成研修事業助成金(H17年度事業廃止)	高齢者住宅改良事業補助金
		身体障害者施設授産事業補助金	すこやか長寿支援事業補助金	高齢者ふれあい支援事業補助金
		腎臓障害者通院介護支援事業費補助金	通院介護支援センター助成金	寝たきり老人理美容助成金
		障害者スポーツ大会補助金	杵島郡授産施設補助金	身体障害者福祉会補助金
		障害児保育推進事業補助金	ストマ用具給付補助金	重度身体障害者住宅改善整備事業補助金
		障害児保育事業補助金	山内町身体障害者福祉協議会助成金	「つくしのさと北方」運営補助金
		乳児保育推進等事業補助金	障害児保育推進事業補助金	保護司会補助金

関連		武 雄 市	山 内 町	北 方 町	
		補 助 金 名 等	補 助 金 名 等	補 助 金 名 等	
民生関係	独自の補助金	認可外保育施設児童健康・安全対策事業補助金	手をつなぐ親の会助成金	手をつなぐ育成会補助金	
		ちびっこ広場設置補助金	乳児保育推進等事業補助金	母子連合会補助金	
		私立保育園建設借入金償還補助金	母親クラブ活動事業助成金（保育園事業）	はり・きゅう・マッサージ施術料金補助	
		福祉ボランティアまちづくり事業補助金	山内町母子寡婦連盟補助金	社会を明るくする運動助成金	
		社会福祉法人施設整備補助金	はり灸マッサージ施術助成金	遺族会補助金	
		戦没者追悼事業補助金	社会を明るくする推進大会助成金	傷痍軍人会補助金	
			山内町被爆者団体協議会助成金	軍恩会補助金	
衛生関連	同一又は同種の補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	家庭用合併処理浄化槽設置整備事業補助金	
		生ごみ減量対策事業補助金	生ごみ減量化補助金	ごみ減量化対策事業助成金	
		資源物回収団体助成事業補助金	資源化ごみ推進補助金	資源ごみ回収事業助成金	
	独自の補助金		資源化ごみ減量補助金		
		ごみ集積所整備事業補助金	ごみ集積所整備事業補助金	犬・猫不妊去勢手術補助金	
		葬祭費助成金	葬祭費助成金	家庭用合併処理浄化槽設置整備事業割増補助金	
		杵藤地区病院群輪番制事業費補助金	快適やまうち環境づくり推進協議会補助金		
	環境創造住民活動支援事業補助金				
農林関連	同一又は同種の補助金	佐賀県森林整備担い手育成基金助成金	佐賀県森林整備担い手育成事業助成金	佐賀県森林整備担い手育成基金助成金	
		水田農業経営確立対策事業補助金	新さが水田農業経営確立推進事業	新さが水田農業経営確立推進事業	
		中山間地域等直接支払事業交付金	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等直接支払交付金	
		新世紀さが園芸農業確立対策事業補助金	魅力あるさが園芸農業確立対策事業補助金	魅力あるさが園芸農業確立対策事業補助金	
		武雄杵島森林組合運営費補助金	武雄杵島森林組合助成金	武雄杵島森林組合指導補助金	
		死亡獣畜処理対策事業補助金	死亡獣畜処理対策事業補助金	死亡獣畜処理対策事業補助金	
	独自の補助金	さが農業・農村ふれあい運動実践協議会補助金	さが農業・農村ふれあい運動山内地区実践協議会補助金	生産振興総合対策事業補助金	
		生産振興総合対策事業補助金	農業用廃プラスチック適正処理推進協議会補助金	農業用廃プラスチック適正処理推進協議会負担金	
		土地改良区運営費補助金	農業近代化資金等特別資金利子補給補助金	土地改良区助成金	
		土地改良施設維持管理適正化事業補助金	農村地域保全活動支援事業補助金	非補助土地改良事業補助金	
		市単独土地改良事業補助金	山内町自立経営農業振興会補助金	県営土地改良事業借入金償還補助金	
		担い手育成農地有効活用促進事業補助金	麦作奨励補助金	新たな米政策事業補助金	
		担い手農家負担金助成事業補助金	水田基盤整備事業補助金	スクミリンゴガイ駆除実践推進事業補助金	
		さが水田農業確立条件整備事業補助金	農業用施設整備事業補助金	農業近代化資金利子補給金	
		農地流動化負担金助成事業補助金	農道補修事業補助金	家畜防疫対策事業補助金	
		中山間地域農業農村活性化支援事業補助金	道路整備事業補助金	家畜共済損害防止事業補助金	
農業近代化資金利子補給金	森林整備地域活動支援交付金	森林を守る交付金			
農業経営基盤強化資金（スーパー資金）利子補給金	肉用牛増殖事業補助金				
農業経営基盤強化促進対策事業補助金	山内町畜産振興会補助金				
農地保有合理化総合推進事業補助金	山内町家畜導入助成事業補助金				

関連		武 雄 市	山 内 町	北 方 町
		補 助 金 名 等	補 助 金 名 等	補 助 金 名 等
農林関連	独自の補助金	農村青年等海外派遣研修事業補助金	山内町パイプハウス等施設助成事業補助金	
		総合農政推進協議会活動補助金	みどりの少年団育成指導助成金	
		野菜振興モデルハウス設置事業補助金	山内町産業まつり助成金	
		野菜価格安定対策補助金	ふるさと食の日実施事業補助金	
		森林整備地域活動支援交付金		
		流域資源循環林整備事業補助金		
		さが畜産環境クリーンアップ緊急対策事業補助金		
		畜産総合振興対策事業補助金		
		BSE対応畜産経営安定資金利子		
		大家畜経営維持緊急対策事業利子助成補助金		
		ダム建設地元負担金に対する補助金		
		ダム維持管理補助金		
		県農業会議拠出金		
		学校給食「ふるさと食の日」支援事業補助金		
商工関連	同一	武雄市たばこ販売協同組合事業補助金	タバコ小売人組合助成金	北方町たばこ小売組合補助金
	独自の補助金	商工振興対策事業補助金	山内町商工会補助金	北方町商工会補助金
		商店街活性化事業補助金	山内町観光協会助成金	武雄総合技能専門学院運営費補助金
		商店街魅力づくり促進事業費補助金	有田陶芸協会助成金	設備資金借入金利子補給補助金
		佐賀県商店街振興組合連合会補助金	まちづくり委員会助成金	北方町勤労者協議会助成金
		武雄市中小企業融資資金貸付保証	食品衛生協会助成金	ふるさと民謡まつり協賛金
		武雄市観光協会補助金	やぶさめ助成金	
		武雄市観光客誘致対策補助金	ふるさと民謡まつり協賛金	
		武雄市観光の日事業補助金		
		武雄温泉観光宣伝隊派遣事業補助金		
		武雄市観光イベント育成補助金		
		武雄市お祭り振興会補助金		
		伝統的工芸品振興対策事業補助金		
		武雄総合技能専門学院補助金		
		武雄温泉新館保存修理事業補助金		
		武雄温泉ユースホテル運営補助金		
		宿泊施設等整備奨励金		
		異業種交流事業補助金		
勤労者福利厚生事業補助金				
インキュベート施設設置運営補助金				

関連	補助金名等			
	武 雄 市	山 内 町	北 方 町	
教育・文化等関連	同一又は同種の補助金	幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園就園奨励費補助金
		武雄市地域婦人連絡協議会活動補助金	婦人会助成金	婦人会補助金
		財)武雄市体育協会事業補助金	山内町体育協会補助金	北方町体育協会補助金
		武雄市青少年育成市民会議補助金	青少年育成町民会議助成金	青少年育成町民会議補助金
		特殊学級宿泊学習補助金	山内町特殊教育振興会補助金(各小中学校)	特殊教育野外活動費補助金
	独自の補助金	対外行事選手派遣事業補助金(各小学校)	対外行事選手派遣費(各小学校)	対外行事出場費補助金
		対外行事選手派遣事業補助金(各中学校・中体連)	対外行事選手派遣助成金(中学校)	小中幼PTA研修補助金
		九州大会等選手派遣事業補助金	武雄部陸上記録会補助金(小学校)	危険区域児童通学費補助金
		武雄部陸上記録会補助金(小学校)	PTA連合会助成金	遠距離通学費補助金
		武雄市・雄武町児童交流委員会補助金	交流教育助成金(東小)	夏季プール監視指導員設置補助金
		九州大会等選手派遣事業補助金	交流教育助成金(中学校)	特殊学級保護者会運営費補助金
		陸上記録会補助金	小中連携助成金(各小中学校)	同和教育研修会補助金(小、中学校)
		卒業記念写真帳作成費補助金	立腰教育助成金(各小中学校)	研究会参加費補助金(小、中学校)
		すこやかさがっ子育成事業補助金	総合的学習教育助成金(各小中学校)	ヘルメット購入補助金
		地域コミュニティ活性化事業補助金	体育大会助成金(各小中学校)	課外クラブユニホーム補助金
		無形民俗文化財維持管理事業補助金	職員研修助成金(各小中学校)	プラスバンド部活動補助金
		武雄市文化会議補助金	部活動助成金(中学校)	遠距離通園費補助金
		日本宇宙少年団分団活動補助金	文化祭助成金(中学校)	中学校スポーツクラブ育成補助金
		武雄温泉コースホテル運営事業補助金	小中連携助成金(各小中学校)	体育指導員ユニホーム助成金
		武雄市社会同和人権教育推進協議会補助金	宿泊研修助成金(中学校)	文化財保護育成補助金
		武雄市自治公民館建築費補助金	家庭教育講座補助金	町教育振興研究会補助金
			小さな親切運動協議会助成金	米飯委託加工賃補助金
			子供クラブ育成連絡協議会助成金	給食用精白米補助金
			三間坂幼稚園補助金	地区公民分館整備費補助金
			文化連盟助成金	公民分館活動補助金
			郷土の自然を描く会助成金	
			公民分館等設置補助金	
	公民分館助成金			

【参考資料】

関係法令

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

他地域事例

唐津市〔唐津・東松浦合併協議会〕（平成17年1月1日合併）

補助金、交付金等は、新市に引き継ぎ、従来からの経緯、実情を踏まえつつ、内容を検討したうえで、新市においてできる限り速やかに調整する。

- （1）1市6町1村における同一又は同種の団体運営補助金は、統合を図るものとし、できる限り速やかに調整する。
- （2）一部の市町村で実施している団体運営補助金は、内容を検討し、できる限り速やかに調整する。

小城郡合併協議会（平成17年3月1日合併目標）

補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において公共的必要性・有効性・公平性の観点から、以下のとおり調整するものとする。

なお、各種団体への補助金、交付金等は、団体の協力を求め、統合の推進を図るものとする。

- （1）各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- （2）各町独自の補助金については、従来の実績を考慮するとともに市域全体の均衡を保つように調整するものとする。

佐賀東部合併協議会（平成17年3月1日合併目標）

各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等を考慮し、予算措置の段階で公共的必要性・有効性・公平性の観点から調整する。

- （1）補助金等については、新町において補助基準等を統一する方向で調整する。また、独自の補助金等については、補助金の目的等を明確化し、新町において均衡ある取扱いとなるよう調整する。
- （2）各種補助団体については、補助金の効率的運用を図る観点から、各団体の事情を尊重しながら統合を支援する。
- （3）補助金、交付金等については、新町において常に見直しを行い、必要に応じて整理統合・廃止等も含めて検討する。

白石町〔白石・有明・福富3町合併協議会〕（平成17年1月1日合併）

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等を考慮し、予算措置の段階で公共的必要性・有効性・公平性の観点から調整する。

- （1）同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- （2）独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。

協議事項調整内容

協定項目		慣行の取扱いについて		関係項目	
項目	現 況			調整の具体的内容	
	武 雄 市	山 内 町	北 方 町		
市町章	 <p>武雄の「た」を図案化して躍進観光都市を発展的雄飛の象徴として表現した泉都武雄の紋章 (昭和30年4月1日制定)</p>	 <p>山内町の山の字を図案化、中央の円は太陽を意味し、町民の団結と平和を表現している。 (昭和43年11月11日制定)</p>	 <p>根拠規定はないが慣例として使用。</p>	<p>市章については、合併までに調整する。 市の木・花等については、新市において定める。</p>	
市町木	うめ(昭和57年2月制定)	榿(昭和59年4月制定)	まき		
市町花	つつじ(昭和57年2月制定)	山茶花(昭和59年4月制定)	つつじ		
市町歌	武雄温泉音頭	山内音頭	北方音頭		
市町民憲章	<p>(市民憲章) みんなの誓い(昭和59年4月1日制定) 市制30周年を記念して制定。 みんなの誓い わたしたちは武雄市民です。 わたしたちのまち武雄は、わたしたち一人ひとりの心がつくるもの。 ふるさと武雄をさらに素晴らしいまちにするために…… ……。</p> <p>1 花とみどりを愛し、美しく清潔なまちをつくりまします。</p> <p>1 人と人とのふれあいを大切に、明るく住みよいまちをつくりまします。</p> <p>1 仕事を愛し、活気ある豊かなまちをつくりまします。</p> <p>1 スポーツと文化に親しみ、健やかな心と身体をつくりまします。</p> <p>1 思いやりと感謝の心で、まちを訪れる人をあたたかく迎えます。</p>	<p>(町民憲章) (平成4年11月15日制定) 庁舎落成を記念して制定</p> <p>わたしたちは山内町民です。 黒髪山と神六山のふもと、美しいみどりと水香り高い歴史と文化に恵まれた山内町をさらにすばらしい住みよい町にするためにわたしたちは、一人ひとりの心を力をあわせて</p> <p>一、自然環境を守り花とみどりを愛し、清潔な町をつくりまします。</p> <p>一、人と人とのふれあいを大切に、あたたかい町をつくりまします。</p> <p>一、文化を育て、スポーツに親しみ、すこやかな町をつくりまします。</p> <p>一、地域に根ざす産業の発展に取り組み、豊かな町をつくりまします。</p> <p>一、老人を敬い子どもをいつくしみ、夢ふくらむ町をつくりまします。</p>	<p>(町民憲章) なし</p>	<p>市民憲章は、新市において定める。</p>	

協議事項調整内容

協定項目	慣行の取扱いについて	関係項目	
------	------------	------	--

項目	現況			調整の具体的内容
	武雄市	山内町	北方町	
表彰	<p>武雄市名誉市民条例 (称号を与える条件) 公共福祉の増進又は文化の進展に貢献し、その功績が顕著である本市住民又は本市と縁故の深い者にその称号を贈る。 (選定) 市長が議会の同意を得て決定する。 (顕彰) 名誉市民証書及び名誉市民章を贈るとともに、その旨を公表し顕彰する。 (待遇) 1 市長は、市の主催する重要な式典に招待するほか、適当と認める待遇をする。 (平成16年3月8日制定)</p> <p>武雄市市民栄誉賞 武雄市市民栄誉賞条例に基づき、市民栄誉賞(表彰状及び記念章)の授与を随時行う。 (受賞者) 市民若しくは市内の団体または市に縁故の深いもの (平成8年12月25日制定)</p> <p>武雄市表彰 武雄市表彰条例及び武雄市表彰規則に基づき、市政功労者及び善行者を表彰する。 (功労表彰) ・常勤の特別職(12年以上) ・市議会議員(12年以上) ・行政協力員(12年以上) ・非常勤の特別職(各部門により12年以上～30年以上の区分あり) ・常勤の職員(25年以上) ・地方自治の発展及び市の公益に関し業績顕著な者または団体 (善行表彰) ・市民の模範となるような行いをした者 ・市の公益のために多額の寄付をした者または団体 (昭和41年12月26日制定)</p>	<p>山内町名誉町民に関する条例 (称号を与える条件) 公共福祉の増進又は文化の進展に貢献し、その功績が卓絶で世の敬仰を受けた本町住民又は本町に縁故の深い者にその称号を贈る。 (選定) 町長が議会の同意を得て決定する。 (顕彰) 事績を一般に公表し顕彰する。 (待遇) 1 町の公の式典参加 2 功績碑の建立 3 死亡時に町公葬を行い、弔慰金の贈呈 ・名誉町民2人(いずれも故人2人) (昭和47年12月27日制定)</p> <p>山内町篤行者功労者表彰規程 (被表彰者) 1 政治、産業、経済、文化その他公共の事業に尽瘁し功労顕著である者 2 常時の職員で満15年以上勤務し特に功労顕著である者 3 非常勤の職員で満12年以上勤続し功労がある者 4 常勤又は非常勤の職員で勤続年数が前記の年数に満たないが特殊の功労がある者 5 地方の模範となるべき行為がある者 (表彰) 表彰状又は感謝状を授与し、副賞として金品を添える場合もある。 (昭和31年2月29日制定)</p>	<p>北方町名誉町民条例 (趣旨) 本町住民又は本町に関係の深い者で公共福祉の増進、文化の進展に貢献し、その功績が卓絶で世の敬仰を受ける者であること。 (選定) 町長が議会の同意を得て決定する、 (待遇) 名誉町民には、次の特典又は待遇を与える、 町の公の式典への参列 本人の生活に対する便宜の供与、その他町長が必要と認めた特典又は待遇 死亡時の弔詞、弔花及び弔慰金の贈呈、功績碑の建立。特に町長が必要と認めるときは、議会の議決を経て町公葬を行うことが出来る。 (昭和42年3月14日制定)</p> <p>北方町表彰条例 (一般表彰) 次に該当するものに対し町長がその功績を表彰する。 地方自治の発展に貢献し功績が顕著なもの。 教育、学術、技芸及び体育等その他文化の振興に貢献し功績顕著なもの。 産業開発振興に貢献し功績顕著なもの。 社会事業に貢献し功績顕著なもの。 民生の安定、保健、衛生の貢献し功績顕著なもの。 納税貯蓄に貢献し功績顕著なもの。 治安の維持、人命救助その他水災等の防護に挺身し、功績顕著なもの。 奇特の行為あり、篤行にして町民の模範とするに足るもの その他特に表彰することを適当と認めるもの (職員表彰) 職員が次に該当するときは表彰する 生命をとして、職務を遂行したもの 職務に関し有益な発明考案をし、行政事務又は事務の改善能率の増進等業績顕著なもの 天災地変の際特別の功労があったもの 永年勤続し、勤務成績操行とも良好なもの 町長 10年 助役、収入役、教育長 12年 常勤の一般職員 20年 職員の模範として推奨すべき成績又は善行があったもの その他特に表彰することを適当と認めるもの (表彰の方法) 表彰状及び必要に応じ金品を添えることができる。 表彰に関する事項を審査するために、表彰審査委員会を置く。 慶弔に関する規定は無し (昭和42年9月13日制定)</p>	<p>表彰制度は、新市において定める。 ただし、すでに名誉市町民制度の称号を贈られているものについては、これを新市に引き継ぐものとする。</p>

協議事項調整内容

協定項目	慣行の取扱いについて	関係項目	
------	------------	------	--

項目	現 況			調整の具体的内容
	武 雄 市	山 内 町	北 方 町	
宣言 関係	(都市宣言) 「暴力追放安全都市宣言」(S39.6) 「交通安全都市宣言」(S41.10) 「非核年宣言」(S59.9) 「健康都市宣言」(S61.9) 「ゆとり宣言」(H3.6) 「福祉のまちづくり宣言」(H7.6)	宣言等 暴力追放安全都市に関する宣言 (S39.7) 交通安全都市宣言 (S42.11) 暴走行為追放に関する決議 (S56.3) 暴力追放に関する決議 (S59.12) シートベルト及びヘルメット着用を推進する決議 (S59.12) 暴力・テロ行為の排除に関する決議 (H2.9) コメ市場開放阻止宣言の町 (H5.6) 福祉のまちづくり宣言 (H7.6) 非核・平和の町宣言 (H13.9)	(都市宣言) 「非核・平和宣言の町」(S59)	宣言については、新市において必要性も含めて検討する。

協議第 2 5 号

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 月 2 5 日

武雄市・山内町・北方町合併協議会

会 長 古 庄 健 介

行政区の取扱いについて

行政区の名称及び所管区域については、当面、現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

協議事項調整内容

協定項目	行政区の取扱いについて	関係項目	
------	-------------	------	--

調整の具体的内容	<p>1.行政協力員 駐在員の名称については、合併時に統一する。</p> <p>2.行政協力員 駐在員の業務内容及び報酬については、合併までに調整する。</p>
----------	--

		武雄市	山内町	北方町
現 況	行政協力員 駐在員の名称	行政協力員	駐在員	駐在員
	行政区数	76 区	11 区	20 区
	行政協力員 駐在員数	76 名	11 名	20 名
	行政協力員 駐在員の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政及びその関連情報の伝達・周知 ・ 行政関連の依頼事務に関する調査、報告及び取りまとめ ・ 公募金に係る事務・業務など (武雄市市政事務委嘱に関する規則)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町長事務の末端補助、町民に対する必要事項の周知連絡等 (山内町駐在員設置並びに手当支給に関する規程)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町政に関する町民への伝達、各種調査、報告等 (北方町駐在員の設置に関する規則)
	行政協力員 駐在員の報酬等	行政協力員報酬(年額) 平等割：222,600円/地区 世帯割：2,380円/世帯 <hr/> 平均報酬額：549,192円	駐在員報酬(年額) 平等割：509,000円/地区 世帯割：700円/世帯 <hr/> 平均報酬額：683,236円 補助員(年額) 平等割：2,800円/地区 世帯割：2,130円/世帯	駐在員報酬(月額) 平等割：47,160円/地区 人口割：71円/人 <hr/> 平均報酬額：78,600円 平均報酬額：943,200円(年額) 役場事務委託料(文書配布報酬) 100円/人

協定項目

行政区の取扱いについて

関係項目

【武雄市】

町名	番号	行政区名	人口	世帯数
武雄町	1	武雄	1391	480
	2	上西山	1874	595
	3	下西山	1676	581
	4	竹下町	293	106
	5	新町	143	62
	6	本町	194	76
	7	宮野町	266	104
	8	蓬萊町	48	26
	9	内町	200	81
	10	桜町	170	68
	11	永松	397	149
	12	西浦	307	135
	13	松原	174	73
	14	中町	192	80
	15	八並	833	323
	16	川良	3187	1032
	17	小楠	1033	380
	18	花島	949	306
	19	永島	1623	528
	20	溝ノ上	124	37
	21	昭和	410	157
	22	天神	519	213
橋町	1	二俣	90	23
	2	沖永	157	40
	3	鳴瀬	251	70
	4	釈迦寺	155	37
	5	片白	175	50
	6	南片白	341	90
	7	大日	155	36
	8	納手	170	45
	9	潮見	104	29
	10	上野	617	176
	11	小野原	236	63
	12	南檜崎	261	75
	13	北檜崎	215	56
朝日町	1	甘久	1791	605
	2	高橋	440	147
	3	南上滝	737	283
	4	北上滝	322	112
	5	中野	1513	471
	6	黒尾	231	58
	7	繁昌	213	56
	8	川上	543	169

【山内町】

町名	番号	行政区名	人口	世帯数
若木町	1	川古山中	106	29
	2	中山	92	20
	3	御所	153	42
	4	永野	43	12
	5	上宿	197	58
	6	血宿	184	54
	7	下村	257	67
	8	川内	249	57
	9	附防	266	42
	10	菅牟田	87	26
	11	黒岩	82	27
	12	百堂原	90	24
	13	宿	104	32
	14	原	175	37
	15	本部山中	69	17
武内町	1	東梅野	365	89
	2	梅野	303	85
	3	西梅野	299	74
	4	東真手野	812	224
	5	西真手野	498	139
	6	袖ノ木原	297	82
	7	多々良	280	68
東川登町	1	北永野	208	69
	2	南永野	564	208
	3	内田	882	241
	4	袴野	492	106
	5	宇土手	621	166
西川登町	1	矢筈	232	49
	2	神六	216	55
	3	庭木	485	115
	4	高瀬	610	147
	5	弓野	233	72
	6	小田志	518	146
		武雄市計	34,789	10,962
		行政区平均	457.8	144.2

【北方町】

町名	番号	行政区名	人口	世帯数
北方町	1	焼米	554	170
	2	追分	836	338
	3	掛橋	828	270
	4	木の元	760	257
	5	高野	1,203	393
	6	久津具	275	77
	7	北方	810	293
	8	馬神	303	87
	9	浦田	330	138
	10	西杵	1,025	362
	11	東宮裾	266	78
	12	西宮裾	313	90
	13	杉岳	101	26
	14	白仁田	48	17
	15	大渡	148	32
	16	蔵堂	114	36
	17	永池	61	18
	18	桜島	171	42
	19	芦原	294	70
	20	医王寺	338	83
		北方町計	8,778	2,877
		行政区平均	439	144

調査内容

調査時点：平成16年11月末現在

協定項目	行政区の取扱いについて	関係項目
------	-------------	------

【参考資料】

県内市町村における行政区の代表者の名称

市町村名	名称	市町村名	名称	市町村名	名称	市町村名	名称
佐賀市	自治会長	久保田町	部落長	中原町	区長	有田町	行政連絡員
唐津市	駐在員	大和町	区長	北茂安町	〃	西有田町	区長
鳥栖市	嘱託員	富士町	〃	三根町	〃	山内町	駐在員
多久市	〃	神埼町	〃	上峰町	〃	北方町	〃
伊万里市	駐在員	千代田町	〃	小城町	〃	大町町	区長
武雄市	行政協力員	三田川町	嘱託員	三日月町	〃	江北町	〃
鹿島市	嘱託員	東脊振村	区長	牛津町	〃	白石町	駐在員
諸富町	〃	背振村	〃	芦刈町	〃	太良町	事務嘱託員
川副町	区長	三瀬村	〃	七山村	〃	塩田町	嘱託員
東与賀町	〃	基山町	〃	玄海町	〃	嬉野町	駐在員

(集計) 駐在員：6市町村、嘱託員：6市町、区長：23町村、自治会長：1市、行政協力員：1市、部落長：1町、行政連絡員：1町、事務嘱託員：1町

県内他市の行政区等の状況(人口5～10万人)

区分 市名	人口	世帯数	行政区数	行政区の 代表者数	1行政区当たり		1代表者当たり	
					人口	世帯数	人口	世帯数
鳥栖市	60,711	20,391	72	72	843.2	283.2	843.2	283.2
伊万里市	59,143	18,626	181	181	326.8	102.9	326.8	102.9
計	198,789	65,757	415	414	479.0	158.5	480.2	158.8

調査内容

協議第 2 6 号

新市建設計画（基本構想）について

新市建設計画（基本構想）について、別添のとおり提案する。

平成 1 7 年 1 月 2 5 日

武雄市・山内町・北方町合併協議会

会 長 古 庄 健 介

平成 年 月 日確認

新市建設計画（案）

武雄市・山内町・北方町合併協議会

目 次

．はじめに	
1．合併への期待	2～3
2．計画策定の方針	4
．1市2町のまち診断	
1．現状	5～6
2．新市の課題	7～11
．新市のまちづくり	
1．まちづくりの方向	12～13
2．施策の基本方針	14～19
3．主要指標の見通し	20
．主要施策	
1．施策の体系	21
2．主要施策	22～37
．新市における佐賀県事業の推進	
1．佐賀県事業の推進	38
2．新市における主な県事業	38～39
．公共施設の適正配置と統合整備	40

．はじめに

1．合併への期待

(1) 自己決定、自己責任の自治

国、県の行財政改革によって市町村の財政運営はますます厳しくなることが予想され、市町村合併は避けて通ることのできない状況になっています。合併することにより行政コストの縮減、行政組織のスリム化、人員の適正配置、専門知識を持った人材の育成を行い、行政に市民の声を活かし、最適な行政サービスを提供することができるようになります。

また、施設整備等においては、市町単独ではできなかったことが合併特例債などの財政支援措置を背景に、思い切った整備や重点的投資が可能になるなど、市民にとって本当に必要な施設整備や独自のサービス提供が期待できます。

一方、地方分権により市民にいちばん身近な市の役割は大きくなりますが、その中で、いかに市民自ら行政に参画するかが、活力ある地域社会を築くためのポイントとなります。既存のまちおこしグループ、市民のボランティア組織、NPOなどの市民社会組織（CSO）と行政との連携・協働のシステムを確立することにより、よりきめ細かなサービス提供が期待できます。

新市では、各地域がその特性に応じて調和のとれたまちづくりをしていくことが必要となりますが、そのためには市民のまちづくり意識の高揚、コミュニティ活動の活性化が不可欠となります。合併を機にまちづくりの意識が芽生え、育っていくことが期待できます。

(2) 共有する歴史と拡大する生活圏

新市には、国道34号、35号、498号が背骨のように走り、県道や主要な市町道が国道から分岐し市内をめぐらしています。このため交通アクセスが良く通勤・通学などの日常生活における往来は活発で、そのつながりは強く、公共施設の利用や福祉施設などの相互利用やそれに伴っての行政サービスの向上が期待できます。

もともと、1市2町は明治以降、杵島郡の町・村として同じ郡役所の行政区域のなかで共通の歴史と生活圏を共にし、お互いを理解してきました。行政面においては各分野において共通の会議等を持ち、行政サービスの向上を図ってきました。例えば、教育の面では共通の大会、会議などが催されてきましたが、今後はさらに学校、児童生徒間の交流などによりさらに豊かな教育環境をつくることが期待できます。

また、新市は、情報通信基盤の整備水準は高く、3つのケーブルテレビ局が開局しています。特にブロードバンド環境でのインターネット接続サービスが提供されており、これらを活用し、行政、健康・福祉関連、都市防災、生涯学習などの新たなシステムの整備による市民サービスの向上と情報化による市民間のコミュニケーションを通じたまちづくりが期待できます。

(3) 県西部の中心都市としての期待

広域交通基盤として JR 佐世保線、長崎自動車道があり、将来は九州新幹線長崎ルート¹⁾の整備が予定されています。特に、九州新幹線長崎ルート¹⁾の整備は、福岡都市圏へのアクセス、関東、関西圏との時間距離を短縮させます。広域交通の優位性により通勤圏域が拡大し、定住人口と観光による交流人口の増加が予想されるとともに、企業誘致、地場産業の振興により本地域の活力が増すことが期待できます。

また、新市の一次産品や陶芸などは個性豊かで多品目にわたっています。この中には全国ブランドとなっているものもあり、新市ではこれらをスケールアップすることによりブランド力を高めることが期待できることと、さらには観光との連携、地場産業との融合により新たな販路の開拓や特産品開発などが期待されます。

本地域は交通の要衝として佐賀県西部の中心的な役割を果たしてきましたが、人口の減少傾向は進みつつあり、少子化と相まって社会・経済の活力が停滞傾向にあります。合併を機会に、主要産業である農業の活性化、観光の新たな展開、企業誘致などにより、県西部の中心都市としての役割を果たすことが期待されます。

(4) このまちに住んでよかったと思えるまちへ

日本全体で少子高齢化が進むなかで、本地域は他地域よりも早く少子高齢化の問題が進行しています。国、地方とも多額の借金を抱え今後とも拡大する行政需要に対応するには限りがあります。

そのなかで、安心して産み育てられる環境と健康で安心して地域で生活できる環境をつくっていかねばなりません。そこで福祉サービス、保健・医療制度の充実や情報基盤の整備により効率的で広域的なサービスの支援体制を築くこととなります。

合併により行政需要に対する財政基盤が強化され、このまちに住んでよかったと思えるまちづくりが期待できます。

市民社会組織(CSO)：市民社会組織のことで、NPO 法人、市民活動、ボランティア団体に限らず、婦人会、PTA 等の団体を含めて CSO と呼称します。

ブロードバンド環境：高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した情報環境。

2．計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第5条に基づき策定します。

計画の趣旨と位置づけ

- ・計画は、現在の武雄市・山内町・北方町の総合計画を踏まえて策定します。
- ・合併後の新市を建設していくうえでの骨格となる計画です。
- ・計画により、新市の一体性の速やかな確立、市民の福祉の向上、均衡で調和のとれた発展を目指します。
- ・新市においては、新市建設計画を土台にして、総合計画を策定します。
- ・計画策定以降の社会情勢、経済情勢の変化に対応するため、継続して内容を検証します。

計画の構成

- ・はじめに
- ・1市2町のまち診断
- ・新市のまちづくり
- ・主要施策
- ・新市における佐賀県事業の推進
- ・公共施設の適正配置と統合整備
- ・財政計画

計画の期間

- ・合併後10年間の計画とします。

・ 1 市 2 町のまち診断

1 . 現状

(1) 基礎調査による現状把握

(2) 1 市 2 町の総合計画でのまちづくりの方針

	武雄市	山内町	北方町
総合計画	第四次武雄市総合計画	第三次山内町総合計画	第二次北方町総合計画
計画期間	平成 13 年度 ～ 平成 22 年度	平成 8 年度 ～ 平成 17 年度	平成 13 年度 ～ 平成 22 年度
将来像	・ぬくもり実感生活都市 ・であい発見躍動都市 ・いきがい創造市民都市	快適！やまうち - 黒髪のロマンと自然公園の町 -	人と人、人と自然がふれあ う 明るく住みよい町
基本方針 / 施策の 大綱	健康でぬくもりが感じられる福祉都市をめざして 環境に調和した安全都市をめざして 人と人、地域と地域を結ぶ交流拠点都市をめざして 躍動する産業活動都市をめざして いきがいを創造する生涯学習文化都市をめざして 行政と市民の協働によるまちづくりをめざして	うるおいある町土と自然環境の保全 やすらぎをもたらす快適環境づくり 自立への健康・福祉づくり まつり心を喚起する伝統行事と交流、生涯学習 ちからの源としての基盤産業再生 ちから(活力)を高める町おこし	機能的で合理的なインフラ整備を目指した「うつわ」づくり 安心して快適に暮らせる生活環境を目指した「くらし」づくり 全ての町民が自信と生きがいを持つことを目指した「ひと」づくり 全ての町民が健康で幸せな社会生活をおくれることを目指した「しあわせ」づくり 町の活力の源となる産業の活性化を目指した「しごと」づくり 総合計画を円滑に進めていく体制を目指した「しくみ」づくり

(3) 1市2町の総合計画での課題

共通する主たる課題

分野	内容
医療・健康・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の自立を促す取り組み ・ 地域と一体となった取り組みや、医療・健康・福祉等の連携によるサービスの充実 ・ 多様化する高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉への対応
都市基盤・生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道・合併処理浄化槽等の排水処理施設の整備・充実 ・ 国道及び国道バイパスの整備 ・ バス交通等の公共交通手段の確保 ・ 高度情報化への対応 ・ 河川改修等の防災対策 ・ 定住環境の整備 ・ 自然環境（景観）の保全と活用 ・ 市民・事業者が一体となったゴミの減量化、リサイクルの推進 ・ 調和のとれた地域整備
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就農者の確保・育成 ・ 農産物の高付加価値化・ブランド化 ・ 中山間地域等の農地の保全と活用 ・ 森林の持つ公益的機能（国土保全、水源の涵養）の維持 ・ 地元商店街の活性化 ・ 新たな企業の誘致 ・ 地域の資源を活かした観光の振興 ・ 新産業の創出
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・地域・学校等と連携した総合的な教育の推進 ・ 教育環境の整備 ・ 市民の学習ニーズに対応した生涯学習施設整備の充実と活動の活性化 ・ 生涯スポーツを通じた交流の促進 ・ 固有の文化・芸能の保全と活用
行財政・市民協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の見直し等による行政能力の向上 ・ 財政の健全化 ・ 広域での連携 ・ 男女共同参画社会の形成 ・ 行政評価制度の導入

2．新市の課題

(1) 医療・健康・福祉

少子高齢化への対応

- ・ 保育所の施設充足率は高いが、今後、多様化する保育ニーズに対応できる保育サービス（一時預かり保育等）の充実を図る必要があります。
- ・ 核家族化が進行するなかで、子どもをすこやかに安心して育てることができるように、子育て支援ネットワーク等地域での子育て環境の整備が課題です。
- ・ 少子高齢化対策、また、若年層の定住対策として、よりきめ細かな福祉の向上、住みやすく、安心して暮らせる魅力ある生活環境の整備が必要です。
- ・ 乳幼児から高齢者まで安心して元気に暮らし続けることができるように、医療・保健・福祉の連携を図る必要があります。
- ・ 老人クラブ、ボランティア活動を活性化させ、高齢者の生きがいづくりが課題です。また、高齢者の知識や経験を生かしつつ、世代間交流、地域社会への積極的な参画を推進する必要があります。

健康ですこやかなまちづくり

- ・ 新市の医療の中心となる市民病院では、医療サービスの充実を図るうえで、機器の計画的な整備が課題となっています。
- ・ 人口あたりの医師数、病床数には地域格差がみられるため、地域間で調和のとれた医療サービスが提供できるように、公共交通機関などの確保を図る必要があります。
- ・ 小児科等の専門医の医療体制の整備、休日・夜間でも診療が受けられる救急医療体制の充実が課題です。
- ・ 高齢化の進展に伴い、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせる健康づくりが求められるなかで、健診・健康指導など保健事業を充実する必要があります。

(2) 都市基盤・生活基盤

住みたいまちづくり

【若者が住みたくなるまちづくり】

- ・ 人口の減少傾向に歯止めをかけるためには、若年層が定住できる環境の整備が必要です。そのためには働く場の確保は当然のことながら、周辺都市の通勤圏としての住宅の提供が必要です。
- ・ 情報基盤の整備により幅広い情報の受発信が可能になり、生活の場所を選択する可能性が高まります。新市が居住地として選択される地域になることが必要です。
- ・ 下水道をはじめ生活環境の整備や緑豊かな自然を保存していくことが必要です。

【ずっと住み続けていたいまちづくり】

- ・ 歩道の設置など高齢者や交通弱者への対応、河川災害、地すべりなどの自然災害を防ぐ施策が求められています。
- ・ 情報基盤の整備は各種行政サービスの向上をもたらします。行政内部において情報処理の電子化と事務処理を迅速化する電子自治体の構築が課題です。
- ・ 幹線道路の整備は交通の要衝の地としての地位を強化します。国道及び国道バイパスの整備が課題です。
- ・ JR 佐世線には 5 つの駅があります。これらは新市の重要な交通拠点であり、また広域的な交流の窓口でもあり、新市の顔としての整備が望まれます。さらに交通弱者に対する公共交通機関の確保は新市の一体性を確保する上でも重要なことです。バス路線やそれに替わる交通手段の確保が課題です。

環境問題への対応

- ・ 新市は六角川、松浦川の源流域に位置し、市域の 5 割以上が森林地域となっており、豊かな自然環境に恵まれています。潤いのある地域づくりには現存する緑地の保全と活用が課題です。
- ・ 生活排水による河川の汚濁が課題となっています。環境問題に対する市民の意識の高揚と水質改善に取り組むことが必要です。
- ・ 循環型社会の構築は社会の大きな要請でもあります。ゴミの減量化や 3 R の徹底など市民運動としての環境対策が必要です。

3 R : リサイクル(再資源化)、リユース(再使用)、リデュース(廃棄物の発生抑制)で、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワード。

循環型社会: 大量生産・大量消費・大量廃棄による使い捨て型社会を見直し、廃棄物の発生を少なくして、限りある資源を有効に再利用して行く社会のこと。ゴミの減量化、リサイクル等への取り組みが必要となる。

(3) 産業

働く場の確保

- ・ 事業所の規模は小さく、人口 1 人あたりの工業出荷額も県平均を下回っています。このため地場産業の活性化とともに新たな工業団地の整備と企業の進出しやすい環境を整備して企業誘致に取り組むことが必要です。
- ・ 近年は観光客数の伸び悩みが顕著です。観光は新市の特性の一つであることから、市内の観光資源の掘り起こしによって魅力をアップすることや、グリーンツーリズムの推進、他の観光地との連携が課題です。

地域産業の活性化

- ・ 農業においては、農業就業者数、1 戸あたりの耕地面積、粗生産額などすべてにわたって県平均を下回っています。担い手の確保、消費者ニーズに合った農産物、ブランド化、収益性の高い農業の確立と活力ある農村の整備が課題です。
- ・ 中山間地域の集落機能の維持と遊休農地、耕作放棄地の拡大を食い止めることと森林の持つ公益的機能を発揮させるための施策が課題です。
- ・ 大規模小売店の立地により小売商業販売額は伸びているものの商店数は減少しています。既存商店街の賑わいの創出が課題です。

グリーンツーリズム：都市の住民が緑豊かな農村地域に滞在し、自然や農作業体験などを楽しみながら、農業、農村への理解を深めるとともに農村地域の活性化を推進する。

(4) 教育・文化

伝統文化の継承

- ・国指定の重要文化財、県及び市町指定の豊富な文化財、伝統芸能を有していますが、これらの固有の貴重な文化財等は保存、保全し次世代へ継承していかなければなりません。また、各地域の特性などを融合させた新しい文化の創出も求められています。

地域社会との連携

- ・学校施設の中には老朽化による改修、改築等を要する施設があり、その整備が課題です。また、情報化社会に対応したパソコン等ソフト面での環境整備も必要です。
- ・学校・家庭・地域等の連携を深め、地域ぐるみで子育てを支援する体制の整備が課題です。
- ・生涯学習ネットワークシステム等を導入し、市民のニーズに対応した生涯学習機能の充実と活動の活性化が課題です。
- ・生涯学習や生涯スポーツ・レクリエーション活動を通じて、各地域、各世代の人々との交流を広げ、地域ぐるみで児童、青少年の健全育成に取り組む必要があります。

(5) 行財政・市民協働

行財政のスリム化

- ・財政の硬直化が進行するなかで、人員の適正配置、行政組織の見直し、広域的な相互協力、財政基盤の強化等、健全かつ効率的な財政運営が課題です。
- ・新市では行政区域が広がり、きめ細かなサービスが受けられなくなる、不便さを感じるという行政サービスの低下が懸念されており、合併後は一層効率的で質の高い市民サービスの提供が課題です。
- ・多様化する市民サービスに対応するために職員の資質の向上を図る必要があります。さらに、市民の行政への積極的な参画を目指し、行政情報の公開など開かれた行財政と個人情報の保護の強化を図る必要があります。
- ・新市における事業の推進については、新市総合計画など各種計画を策定し、行政評価を踏まえて事業の重点配分を行う必要があります。

共につくるふるさと

- ・地域間、世代間のつながりが希薄になるなかで、行政主導型ではなく、地域に暮らす市民と行政が連携・協働して築き上げるまちづくりが課題です。また、市民の地域づくりへのかかわり方（自主的な市民参加型の地域づくり）など意識改革が必要です。

- ・それぞれの地域資源、特性を活用し、暮らしの拠点である地域コミュニティ活動の活性化や地域間での人的な交流を図りながら、新たなまちづくりへ取り組む必要があります。
- ・男女がともに個性と能力を発揮し、支えあい自立できるまちづくりを推進するため、男女共同参画への意識啓発と環境整備が課題です。

・新市のまちづくり

1. まちづくりの方向

快適・ゆとり空間

新市は「快適・ゆとり空間」のまちづくりを目指します。

新市は県内でも高齢化の進んだ地域です。高齢者が健康で安心して地域社会の中でいきいきと暮らし続けていくには、医療・保健と多様な福祉サービスが提供されなければなりません。

少子化により農村部では地域共同体の維持が大きな課題となりつつあります。地域の活力を維持していくためには、安心して産み育てられる各種の支援と環境づくりが求められています。

高齢社会は時間の自由度の高い市民が増えることとなります。本地域の文化活動は市町の境を越えて活発に行われています。一人ひとりが充実した人生を送るには個々の価値観にあった社会活動、生涯学習活動の場と機会を提供しなければなりません。

「快適・ゆとり空間」は、市民の多様な生き方のステージを提供します。

パートナーシップ空間

新市は「パートナーシップ空間」のまちづくりを目指します。

21世紀を担う青少年が、変化する社会環境の中で主体性や創造性をもって生きていけるように育むには、家庭・学校・地域社会等が一体となり取り組まなければなりません。また、豊かな地域社会の創造には、あらゆる場での男女や年齢に差のない社会参加、協働の活動が基本となります。

地方分権が進むなかで、自己決定・自己責任の自治が求められています。地域自治組織（コミュニティ）を強化し、市民と行政がそれぞれの立場で役割を分担し、責任を負いながら協働してまちづくりに取り組む必要があります。

市内のそれぞれの地域がその特性と可能性を潜めたなかで、調和のとれた発展は、市民参加のまちづくりに負うところが大きいといえます。

「パートナーシップ空間」は、市民社会の成熟と調和のある発展の可能性を広げます。

創造・かがやき空間

新市は「創造・かがやき空間」のまちづくりを目指します。

本地域は古くから交通の要衝の地として、佐賀県西部の中心都市としての地位を築いてきました。JR 佐世保線、国道 34 号、35 号、498 号、長崎自動車道、九州新幹線長崎ルートを整備により人、物、情報の交わる地として更なる発展の可能性は高く、西九州の中心都市としての広域的な機能を果たさなければなりません。

本地域の豊かな自然と柑橘類、お茶、豚などの農畜産物や温泉、歴史・文化など地域資源の有効活用と各産業間の連携により、地場産業の活性化、新たな産業の創出、市民同士の交わり、交流人口（観光客）の拡大が期待されます。

また、本地域は人口増対策として企業誘致に力を注いできました。全国的な企業誘致競争のなかで、特段の優遇措置を持った誘致環境の整備が求められています。働く場の確保とともに若者が住みたくなるまち、市民が愛着を感じるまち、そのようなまちは歴史と伝統が刻まれながらも生活環境、まちの賑わい、レジャーなどの機能を備えていなければなりません。

「創造・かがやき空間」は、地域の力を伸ばします。

2．施策の基本方針

やさしさと笑顔があふれるやすらぎのまち（医療・健康・福祉）

新市は、子どもから高齢者まで健康で、健やかに暮らせる、やさしさと笑顔があふれるやすらぎのまちを目指し、医療・健康・福祉分野の連携を図りながら、福祉のまちづくりに取り組みます。

安心して子どもを産み育てることができるように、健康・相談・支援など子育て環境を充実し、子育てと就労の両立が可能となる環境づくりに努めます。

また、高齢化が進むなかで、高齢者が住みなれた地域で健康に暮らせるための対策が求められています。そのために、介護予防などの老人福祉サービスの充実と、豊富な知識・経験を活かせる活動の場と機会の充実、世代間交流など、高齢者の生きがいづくりに努めます。

障害者の福祉では、生活支援、医療制度の充実と公共施設のバリアフリー化などの環境整備を強化し、自立と社会参画を推進します。

医療では、市民病院と他の医療機関との機能分担・連携を図ることで、すべての市民が安心して適切な医療を受けることができるように、2次医療体制づくりに努めます。また、救急医療体制、小児科医など医療ニーズに沿った医療体制の充実を図ります。

一方、健康に関する相談・予防・指導など総合的な健康づくりの推進と温泉などの地域資源を健康に活用し、療養・リラックス効果で体と心の健康を推進します。

バリアフリー化: 建築物の設計において、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障害者への配慮をすること。

2次医療体制: 1次医療は、風邪など開業医が診察、治療をすること。2次医療は、入院して検査を受けるなど1次医療よりも高度な対応。2次医療体制とは、診療所等と地域の中核となる施設・設備の整った病院が、相互連携と役割分担を図りながら、一体的に機能する医療体制のこと。

緑とまち並みがおりにあすうのまち（都市基盤・生活基盤）

新市は、周りを八幡岳、黒髪山、神六山、杵島山、徳蓮岳、鬼が鼻山など緑豊かで自然景観が美しい山々に囲まれ、その中を六角川、松浦川、鳥海川が流れ、流域には肥沃な田園が広がっています。

生活にうるおいと安らぎを与える自然環境を守り育て、次世代に継承していくことは、市民の責務であり、その保全と活用を進めます。また、市街地や集落においての公園や緑地は、生活の質を高めるとともに災害時における避難場所でもあることから、その整備を推進します。

一方、山間部においては土砂崩壊などの災害、河川の氾濫による水害、湛水による農作物の被害、地盤沈下による農業施設の被害などが発生しています。このような市民生活を脅かす災害等への対応を図るとともに、防災情報システム等の整備により緊急時の対応を迅速に行います。

住んでいて良かった、あるいは住んでみたいまちを目指して、快適で利便性の高い暮らしの実現と県西部地区の中心都市としての発展のため、九州新幹線長崎ルートの整備促進、国道及び国道バイパスの整備、生活道路や幹線道路の整備、下水道の整備（生活排水の処理）、公営住宅などの整備、情報基盤の整備、JR 佐世保線やバス路線などの公共交通機関の確保を図ります。

環境に対する負荷を少なくするため、生産・流通・消費・廃棄のそれぞれの段階で廃棄物を限りなく少なくし、資源の再利用、再生利用等をしていくことが求められています。環境問題は、行政、市民、事業者が一体となり進めていくことが重要であり、ごみの分別回収、減量化などに取り組んでいきます。

市民が健康で文化的な生活を送り、市域の調和ある発展を図るためには、資源の総合的かつ計画的な活用が課題となります。新市において、国土利用計画を定め、調和のあるまちづくりを進めます。

人・資源・地の利がうみだすにぎわいのまち（産業）

【農林業】

新市の農業生産物は、米麦、茶、施設園芸、柑橘類、畜産など多品目にわたっていますが、経営効率は良いほうではありません。しかしながら、畜産などは全国的に知名度の高いブランドに成長しています。

農業経営の効率化や高付加価値化、ブランド化のため、土地改良事業等による生産基盤の整備、施設の共同利用等を進めるとともに、農業技術、経営能力の向上、若者の新規就農に向けた支援を行います。

中山間地の農業・農村機能の維持のため、支援措置の強化を図るとともに、集落地での環境整備を進めます。

また、地産地消、食の安全・安心、スローライフ、グリーンツーリズムなど時代の潮流にあった農業経営、生産活動に取り組むとともに、情報通信基盤や高速交通条件等を活かした販路の拡大に努めます。

【商工業】

市街地の商店街は、都市基盤整備に併せて賑わいを創り出すように、個店の魅力を高めるような支援を行い、近隣商店街では地域密着型としての商業活動を支援します。また、旅館などの観光との連携、広域的な商業活動の推進を図ります。

工業においては、地場産業が伸び悩んでいます。もともと企業誘致に力を注いできたことから、就業の場の創出においての誘致企業の役割は大きくなっています。交通条件の優位さを活かして新たな工業団地の造成、新産業等の企業誘致に努めます。また、焼き物など地場の個性のある工芸品については、観光との連携を強化します。

【観光・交流】

新市の特徴の一つである観光は、近年観光客数の伸び悩みなどの課題を負っていますが、温泉に医療、健康の付加価値をつけ、自然・歴史・伝統文化・農業等地域の多様な資源と連携し魅力のアップを図ります。また、案内板や観光情報の発信など訪れる人へのもてなしの機能の向上を図ります。

さらに、鉄道高架事業や九州新幹線長崎ルート of 整備に伴って、新市の顔となる駅及び駅周辺の整備や、西九州の交通拠点として、他観光地との連携を強化することにより交流人口の拡大を図ります。また、既存の交流拠点の魅力の向上と新たな交流拠点の整備に努めます。

歴史と文化と地域がはぐくむ心豊かなまち（教育・文化）

複雑化する教育環境・情報化・国際化への対応が求められるなかで、地域ぐるみで育てる心豊かな人づくりを目指し、学校教育や生涯学習活動の充実に取り組みます。

学校教育では、安心して教育を受けることができるように、施設の充実や教員の資質の向上を図ります。また、生徒の心の悩みに対応できるようにスクールカウンセラー等を配置し、心のケアに対する対応への強化を図ります。

生涯学習や文化・スポーツ活動では、情報提供ネットワークシステムなどを導入した、利用しやすい環境づくりと、互いに学び合う機会の充実を進めることで、豊かな心と自己実現を目指します。また、多様な地域や様々な世代の人との交流を広げながら地域ぐるみで児童や青少年の健全育成に取り組むなど、地域間交流を通じて心の通った豊かな地域づくりを進めます。

また、新市には貴重な伝統文化・芸能があり、これらの資源を保存し、後世に継承していかなければなりません。そのために、地域に存在する資源を保存・継承するための積極的な支援を行い、市民が伝統文化にふれあう機会の創出とデータでの管理、広く市民に情報提供を行い、ふるさとへの愛着と豊かな心の育成、新たな伝統文化の創出に努めます。

スロースローライフ：ファーストフードに対し、スローフードとは、ファーストフードのように均質化した没個性的食品ではなく、地域に根ざした食材をゆっくり楽しむ（地産地消）活動を意味し、スロースローライフとは、このスローフードを生活全体に発展させた概念で、地域の自然、歴史、文化をゆったりと楽しみ、心豊かな生活を大切にするライフスタイルを意味します。

新産業：革新的な技術で社会の新たな課題に対応できる新分野（健康・福祉・環境・エネルギー、IT産業等）の産業。

スクールカウンセラー：いじめや登校拒否の問題等の解決と予防のための臨床心理士などの専門家。学校で児童、生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う。

市民とともに創るパートナーシップのまち（行財政・市民協働）

まちづくりは、地域に暮らす市民と行政が互いに連携・協働することにより取り組むことが重要です。また、性別・年齢に関わらず、すべての人が社会参画し、互いの能力を尊重し合える社会づくりが求められています。そのため、政策の場への女性の登用など男女共同参画社会へ向けた取り組みや人権啓発活動へ積極的に取り組みます。また、市民参加のまちづくりについては、地域やボランティア・NPOなどの市民社会組織（CSO）による活動支援を通じて市民個人や地域がまちづくり政策に主体的に参加できる環境を整備し、協働のまちづくりを目指します。

また、生活・文化・交流などの拠点として位置づけられる地域コミュニティでの活動を活性化させることにより、自治意識の向上に努めます。

さらに、合併を期に、行財政運営の効率化を図り、また多様化する市民ニーズにきめ細かに対応できるように行政組織の適正な見直しや職員の資質の向上、電子化などを推進し、市民の生活圏の拡大に対応したサービスの提供に努めます。

また、行政情報の公開と個人情報保護制度を充実し、市民と行政のパートナーシップの強化に努めます。

連環による地域社会づくり

新市は連環によるまちづくりを目指します。

「連環によるまちづくり」では産業、文化、教育など2つ以上の物事が関係し合っ
て環となり新たな方向性を作り出します。新市の施策を実施していくなかではそのよ
うな視点で取り組みます。

さらに、新市は西九州の広域連環都市構想を提唱します。一極集中から多極連環都
市の形成は、多くの課題を抱える地方都市の課題解決の足がかりとなります。新市は
交通の要衝であり、広域連環都市の中心的な役割を果たすこととなります。

【産業の連環】

新市の特徴の一つとして観光があります。旅館での食材には地元産の米、お茶、み
かん、豚肉などの特産品を使い、地元の焼き物の器でもてなします。温泉を健康づく
りや医療に役立てる、観光客に農業を体験してもらうなど観光、農業、医療の連携事
業に取り組みます。

同じように、農業面では地元産の大豆、米などを使って食品製造や創業といった地
域の産業を育成します。また、地産地消や直売所での地場産品の販売、グリーンツー
リズムなど農業の多様な展開に取り組みます。

【人の連環】

新市の速やかな一体感の醸成には市民の連帯意識をつくり出さなければなりません。
そのためには市民のつながり（環）を生み出す場所が必要です。

新市が調和をとりながら均衡に発展していくためには、コミュニティの果たす役割
は重要です。コミュニティ活動を総合的に運営するコミュニティ協議会等と活動の場
であるコミュニティセンターを整備します。

高齢社会においては人と人との支えあいの環が求められています。医療・保健・福
祉のきめの細かな施策に加え、地域やボランティア・NPO等市民社会組織（CSO）
による支援の体制を整備します。それとともに情報化による連環の支援が大事になり
ます。本地域の高度情報基盤を活用し、質の高いサービスの水準を確保します。

【広域連環】

新市は、佐賀県西部地区の交通の要衝であり、国道34号、35号、498号、長崎自
動車道、JR佐世保線、西九州自動車道など他に類を見ないほど基盤が整い、さらに
九州新幹線長崎ルートが整備される予定です。このような基盤を活用し隣接する都市
と連携し地域発展を共有する広域連環都市を形成し、その中心としての機能を果たす
ように努めます。そのためには交通アクセスの向上、都市基盤の整備は重要になりま
す。

3. 主要指標の見通し

(1) 総人口

目標年次

人口の目標年次は、10年後の平成27年(2015年)とします。

総人口

平成14年に公表された人口予測では、平成12年(2000年)の国勢調査時点の日本の総人口は1億2,693万人でしたが、平成18年(2006年)に1億2,774万人でピークを迎え、以降長期の減少過程に入ると予測されています。

平成12年の1市2町の人口は、武雄市34,603人、山内町9,817人、北方町8,648人の合計53,068人でした。これを基に新市の将来人口をコーホート要因法で推計しますと、今後とも減少傾向は続き、平成22年(2010年)に50,808人、平成27年(2015年)に49,435人と推計され、平成12年比で93.2%と推計されます。

新市においては、子育て支援の充実、企業誘致などの若年層が定住できる環境を整備することにより、社会増を3,000人見込み、平成27年の人口を52,400人と設定します。

(2) 年齢別人口

年齢3区分の年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)の推計は以下のとおりです。年少人口が減少し、老年人口が増加する少子高齢化の傾向が強くなります。

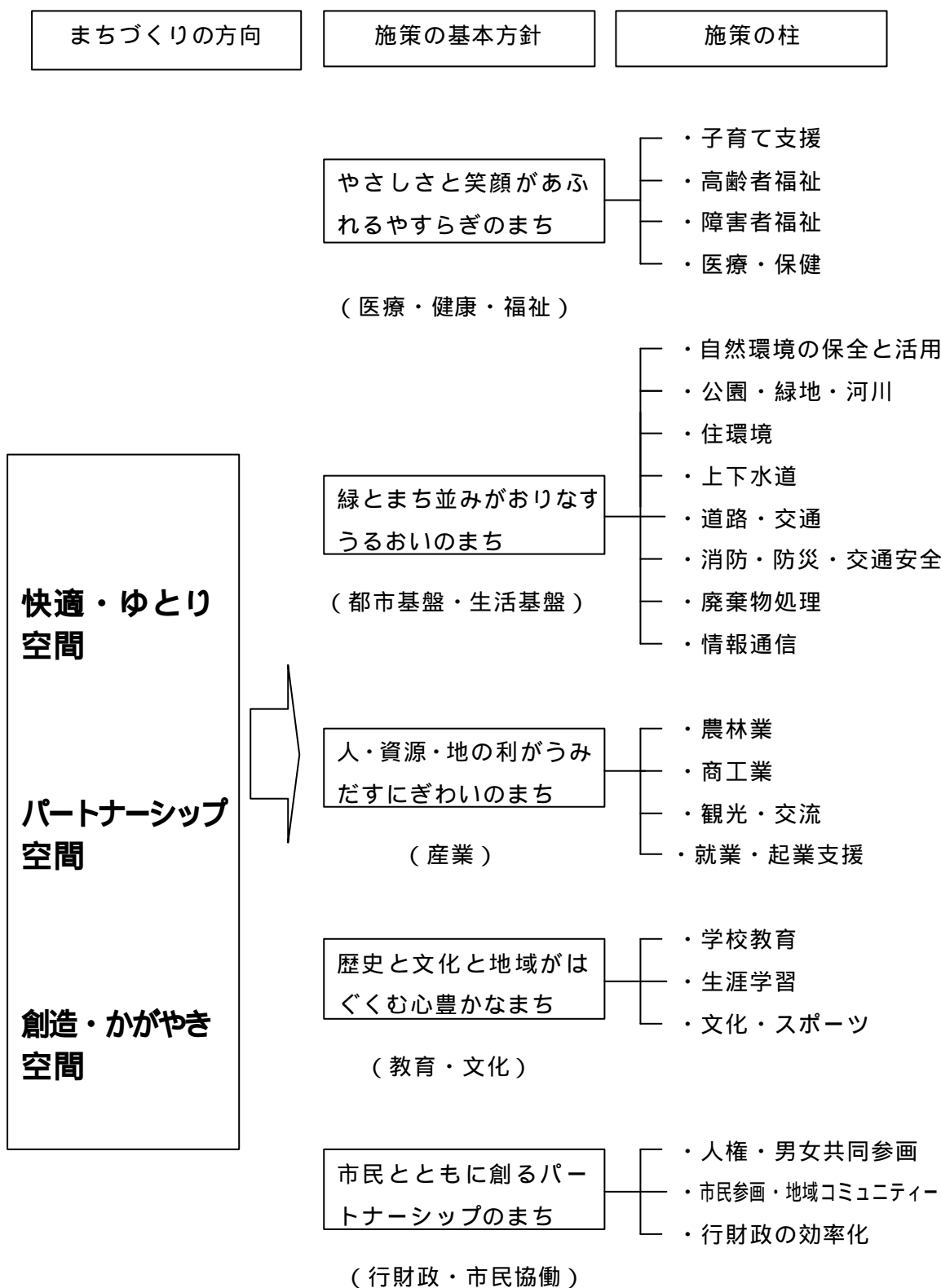
(人)

		平成12年(国調)	平成27年	27年/12年
設 定 人 口	0~14歳	9,003	7,440	82.6%
	15~64歳	32,542	29,880	91.8%
	65歳以上	11,523	15,080	130.9%
	合計	53,068	52,400	98.7%
構 成 比	0~14歳	17.0%	14.2%	
	15~64歳	61.3%	57.0%	
	65歳以上	21.7%	28.8%	

コーホート要因法：年齢別(5歳区分)人口の実績値に、将来の移動(転入・転出)や生死(出生率・生存率)といった指標の仮定値を反映させて推計する方法。

．主要施策

1．施策の体系



2．主要施策

やさしさと笑顔があふれるやすらぎのまち（医療・健康・福祉）

【子育て支援】

- ・子どもを安心して育て、また、子育てと就労の両立が可能な環境をつくるため、保育施設の機能充実を図ります。
- ・保育施設を民営化し、サービスの充実に努めます。
- ・多様化する保育ニーズに対応するために、延長保育・乳児保育・一時保育・休日保育などの特別保育事業の充実を図ります。
- ・乳幼児健診や母子保健事業の充実、母子保健推進員などの支援活動を活性化し、母子の心と体の健康をサポートする体制づくりを強化します。
- ・放課後や長期休暇時に、学校などの施設を利用した放課後児童教室を開設し、子どもの総合的な活動支援や、安心して児童を預け、就労と子育ての両立ができる体制づくりを整備します。
- ・保育施設等を利用し、乳幼児が安全に遊べる場や、その保護者が子育てへの悩みや情報を交換し合う場を確保します。
- ・子育てサポーターを育成し、他関係機関との連携を図りながら相談・指導など子育てを地域ぐるみで支援する体制づくりを強化します。
- ・図書館を利用した絵本の読み聞かせや幼児と保護者を対象とした読み聞かせなどを開催し、親子間の対話と絵本を通じての情操教育を推進します。

【高齢者福祉】

- ・高齢者が住みなれた地域で健康で過ごせる社会づくりのために、健診や介護予防などの老人保健事業を充実し健康づくりを推進します。
- ・高齢者が地域で安心して暮らせるために、専門員による相談などのサービス体制を充実します。また、施設間の連携・連絡体制を強化し、在宅介護サービスの充実を図ります。
- ・在宅の高齢者並びにその家族に対し、介護予防、生活支援サービスを充実し、高齢者の自立と家族の在宅介護を支援します。
- ・高齢者が健康で充実した生活が送れるように、世代間交流や生涯学習講座の開催など各種活動の推進と、豊富な経験や知識を活かせるようにボランティア活動や就労など活動の場の提供に努め、高齢者の社会活動への参画を図ります。
- ・高齢者福祉の充実のために、高齢者支援団体との連携を強化しながら地域ケアのネットワークづくりを推進します。

【障害者福祉】

- ・ノーマライゼーションの一層の定着を図り、住みなれた地域で健康な生活を営むことができるように、医療費の助成や訪問介護、日常生活用具の給付など障害者及びその家族に対するきめ細かな日常生活支援サービスの充実を図ります。
- ・障害者が、施設で専門の医師による訓練及び指導等を受けることにより、障害の重度化を防ぎ、かつ、社会的自立を支援します。
- ・障害者が制限を受けることなく暮らせるように、バリアフリー化など安全性の高い環境づくりを整備し、すべての人が共に助けあって社会参加を果たしていくためにボランティアの育成や市民の支え合い意識の醸成を図ります。

【医療・保健】

- ・市民病院の医療機器については、定期的な更新や新たに機器を導入し、高度医療体制の確保と安心して医療サービスが受けられる環境整備を図ります。
- ・市民の健康増進、子育て支援、ボランティア活動などの場として、多方面から地域生活をサポートし、総合的なサービスを提供する保健福祉センターの整備を図ります。
- ・市民の健康を増進していくため、医療・保健・福祉分野との連携を図りつつ、日常の健康に関する相談、予防、治療や在宅ケアなど総合的なサービスの提供に努めます。
- ・市民病院と他の医療機関との機能分担・連携を図りながら、市民が適切な医療を受けることができるように2次医療体制を整備します。また、受診のための高齢者の交通手段の確保に努めます。さらに、緊急時にも医療が受けられる救急医療体制の整備・充実を図ります。
- ・温泉効能がもたらす療養とリラックス効果を利用し、体と心の健康増進を図るなど、温泉資源を健康づくりに活用します。

ノーマライゼーション：年齢、性別、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての人がわけへだてなく、普通の生活が送れ、社会参加が可能である社会が普通の社会であるという考え方。

施策の柱	主要事業
子育て支援	保育施設整備事業
	特別保育事業
	母子の健康を守る事業
	放課後児童健全育成事業
	子育て相談・サポート事業
	児童育成推進事業
高齢者福祉	高齢者健康づくり事業
	高齢者いきがいづくり事業
	高齢者地域ネットワークづくり事業
	在宅福祉サービス支援事業
障害者福祉	障害者日常生活支援事業
	障害者療育訓練事業
	障害者社会参加支援事業
医療・保健	医療機器整備事業
	医療体制整備事業
	総合保健福祉センター整備事業
	健康づくり事業
	温泉を活かした健康づくり事業

緑とまち並みがありなすうるおいのまち（都市基盤・生活基盤）

【自然環境の保全と活用】

- ・中山間地域に広がる美しい棚田や里山は、治水や生態系の保全など多様な役割を担っています。また、グリーンツーリズムなどの観光や都市との交流の場としても活用が期待されることから、これらの維持、保全と活用に努めます。
- ・国土保全、水源涵養、災害防止機能など公益的機能を果たしている森林について、地域が一体となり間伐、植林などの適切な森林施業を行います。

【公園・緑地・河川】

- ・公園や緑地は日常生活に潤いと安らぎを与えるだけでなく、災害時の避難場所や大気浄化などの機能を持っています。自然、歴史、文化などの地域の特性にあった公園として整備します。
- ・松浦川、六角川は市民に身近な水辺空間として、遊歩道、サイクリングロード、親水公園などを整備します。また、河川整備に当たっては環境に配慮した整備手法に努めます。

【住環境】

- ・土地利用については、地域ごとや都市部、農村部、山間部ごとの土地利用計画を策定して、各地域の特性を活かした新市全体で調和のある土地利用を進めます。
- ・市街地、市街地周辺部での住環境の整備のために、土地区画整理事業等による面的整備を進め、あわせて周辺部での住環境の整備と宅地供給に努めます。
- ・市民の住宅ニーズに対応した住宅供給に努めます。また、建て替えの必要な公営住宅については、高齢者や若者の定住化に配慮した住宅整備を計画的に進めます。

【上下水道】

- ・安全で安定した水道水の供給と適正な水質の確保のため、水道施設の整備、老朽管の更新などを計画的に実施します。
- ・生活排水対策や緑化により、取水源の水質保全に努めます。
- ・生活排水の処理については、地形、地域の実情、経済的な処理方式等を踏まえ、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業などを計画的に推進します。

【道路・交通】

- ・九州新幹線長崎ルート of 早期完成を目指し、関係機関と連携して提案活動を推進します。
- ・西九州の交通の要衝としての機能を強化するため、新市を貫く国道 34 号、35 号、498 号の整備、国道バイパスの早期建設に向けて、関係機関との協議を進めます。
- ・国道から隣接市町を結ぶ県道は新市の中心性の向上や経済活動の要となります。関係機関と協議のもと改良・整備を促進します。
- ・国、県道につながる幹線道路や市街地の街路、生活道路については安全で利便性の高い道路網の構築のため、交通混雑地区の解消、狭隘な区間の解消、交通事故危険地区の解消などを図ります。また、人に優しい道路づくりの観点からバリアフリー化を進めます。
- ・JR 佐世保線の複線化、高架化を促進し、市民の足としてや新市の顔としての機能を果たすよう、各駅舎や駅周辺の整備を進めるとともに、利便性の向上のために運行の改善を要望します。
- ・高齢者などの交通の足を確保するため、バス路線などの新市全体の交通ネットワークの確保に努めます。

【消防・防災・交通安全】

- ・急傾斜地などの土砂崩壊災害を防止するため、危険箇所の把握や監視体制を整備し、急傾斜地崩壊防止対策事業、地すべり対策事業等を推進します。また、地盤沈下による農業施設の機能回復を図ります。
- ・松浦川や中小河川等の水害発生の危険地区や湛水地区について、関係機関と連携し治水対策を推進します。
- ・消防体制の充実のため、消防水利の確保、消防車両の適正な更新、整備を進めます。
- ・情報通信基盤を活用し、災害発生時の市民への通知や被害状況の把握、避難誘導などを迅速に行う総合的な防災ネットワークシステムを構築します。また、市民が主体となった地域防災組織の設立、活動を支援し地域の防災機能の向上を図ります。
- ・高齢者や子どもなどの交通弱者の安全と交通事故多発箇所の改善のため、歩道、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全環境を整備します。

【廃棄物処理】

- ・ごみの減量化を図るため、行政、市民、事業者が一体となり3R(リサイクル、リユース、リデュース)の推進に努めます。
- ・リサイクル、リユースを促進するため、ごみの分別排出の徹底、地域での資源回収体制の充実、啓発活動を推進します。
- ・ごみの資源化を図るため、リサイクルセンターの充実、集積所の整備を進め、収集体制の強化を図ります。
- ・ごみの適正な処理のため、不法投棄に対する市民ぐるみでの監視体制を強化します。

【情報通信】

- ・ケーブルテレビ網の基盤を活用して、災害情報、生涯学習、在宅医療、保健、福祉等のシステムを導入し、市民生活の向上を図ります。また、広域化や双方向化などの高度化を進めます。

リ サ イ ク ル：廃棄物を有効に再利用すること。それにより資源やエネルギーの節約、ごみの減量化による環境保全など、環境にやさしい生活をつくりだすこと。(再資源化)

リ ユ ー ス：まだ使用できる不用になった資源を他の人に提供し、再使用すること。(再使用)

リ デ ュ ー ス：廃棄物を分別・減量するなど日常の生活の中からごみの発生量削減に努め、環境問題に取り組むこと。(廃棄物の発生抑制)

施策の柱	主要事業
自然環境の保全と活用	棚田地域等保全整備事業
	水源涵養、市有林維持管理事業
公園・緑地・河川	公園整備事業
	環境に配慮した水辺環境の整備事業
住環境	土地区画整理事業
	公営住宅整備事業
上下水道	上水道施設整備・保守事業
	水源確保・保全事業
	公共下水道事業
	農業集落排水事業
	合併処理浄化槽整備事業
道路・交通	国道・国道バイパス整備促進事業
	県道整備促進事業
	道路整備・改良事業
	鉄道施設、駅舎・駅周辺整備事業
	九州新幹線長崎ルート整備促進事業
	バス運行対策事業
消防・防災・交通安全	土砂崩壊防止対策事業
	地盤沈下対策事業
	河川水害防止対策事業
	消防施設整備事業
	防災システム整備事業
	交通安全施設整備事業
廃棄物処理	ごみ減量化啓発事業
	ごみ適正排出事業
	ごみ資源化施設整備事業
	不法投棄対策事業
情報通信	情報通信ネットワーク基盤整備事業

人・資源・地の利がうみだすにぎわいのまち（産業）

【農林業】

- ・土地改良事業、ため池等の整備、農道の整備、土地改良施設の維持管理など生産基盤の充実を図ります。
- ・農業者や農業者団体が主体的に営農活動を推進するため、農業技術・経営能力の向上に向け、各種研修会への参加助成を行うとともに、担い手農家の育成、若者の新規就農に向けた支援を行います。
- ・米などの主要農産物については、質の高い売れる農産物づくりを推進します。そのために、農業機械の共同利用や、農産物の保管、管理、加工施設の整備を進めます。
- ・中山間地域の農業、農村機能の維持のため、支援措置の強化を図るとともに、環境の保持、保水機能、棚田の景観、都市との交流など多面的な機能を発揮するよう支援していきます。
- ・施設園芸については、ハウス施設の整備助成、新たな園芸作物の導入、団地化などにより収益性の高い産地づくりを進めます。
- ・畜産など全国的なブランドを持つ製品の生産拡大と新たなブランド作りのため、優良種の導入、施設整備に対する支援、環境対策などを行います。
- ・食の安全、安心に対する消費者の高い関心と地産地消の推進のため、産地直売、消費者との交流など顔の見える農産物の生産を推進します。
- ・林業については、生産者団体とともに研修会を開催し、経営の改善、担い手の確保に努めます。また、森林の持つ多面的な機能を保持するため間伐等の施業を計画的に実施し、観光、保養、教育の場として活用します。

【商工業】

- ・空洞化がみられる商店街の活性化を図るため、空き店舗対策により新規出店を促すとともに、情報発信等の機能のある支援施設を整備し、魅力のある商店街づくりを目指します。
- ・周辺部の近隣商店街においては、地元住民とのイベント、交流活動、コミュニティ施設の整備により地域密着の商業振興を図ります。
- ・焼き物産業の活性化のため、展示販売施設の整備と観光と一体となった焼き物産業の振興を図ります。また、陶芸家の交流、後継者の育成を支援し、焼き物技術と芸術性の向上を図ります。
- ・企業の経営の安定化のために、貸付制度の充実など金融支援や企業間の技術交流、異業種交流などを行い、地場産業の活性化に向けた支援に取り組みます。
- ・若者の就業の場の確保のため、新規の工業団地の開発に取り組み、特段の優遇措置でもって企業誘致に努めます。また、沿道型の流通サービス業の立地や新産業の立

地を促す施策を推進します。

- ・ 地場産品を使った食品加工業の振興を図るため、一次産業との連携を深めます。

【観光・交流】

- ・ 交流人口の拡大のため、観光の振興は大きな課題です。温泉を中心として焼き物、歴史・文化資源、長崎街道、農産物、自然景観等の地域資源を活かし、観光地としての魅力を高めます。さらに、観光拠点の整備と新たな資源の開発に努めます。
- ・ 温泉資源の有効活用のため医療、健康など多方面との連携を図るとともに、地域の交流拠点としての温泉施設の整備を図ります。また、保養型、滞在型、体験型としての国民保養温泉地の指定を目指します。
- ・ 観光施設、公共施設のサイン（標識）については、デザインの統一、外国語表記など来訪者へのサービスの向上、魅力のアピールを図ります。
- ・ 観光キャンペーンの開催やパンフレット、観光情報システムでの観光情報の提供など観光客誘致活動を観光協会等の団体と連携し強化します。

【就業・起業支援】

- ・ 福祉、観光、環境など将来的に新たな事業の展開の可能性のある分野での起業を促すため、相談、指導体制の充実や融資制度等の支援に努めます。
- ・ 情報基盤の整備水準の高さを活かした、情報関連産業の誘致や起業を促す各種支援策を講じます。
- ・ 新卒者や若年層の就業機会の増大のため、企業誘致等による働く場の確保と関係機関と連携した就業支援活動に努めます。

沿道型流通サービス業：国道や県道などの交通量の多い道路沿いに立地するのが優位な商業や業務のサービス業の施設。

国民保養温泉地：温泉の公共的な利用を促進するために、環境大臣が指定した温泉地。

施策の柱	主要事業
農林業	土地改良、土地改良施設維持管理事業
	ため池等整備事業
	農道整備事業
	担い手育成事業
	共同利用施設、機械導入事業
	経営基盤強化支援事業
	中山間地域等直接支払制度
	農業農村振興整備事業
	林道整備事業
	施設園芸振興事業
	ブランド化推進事業
	畜産振興総合対策事業
	林業振興事業
商工業	中心市街地活性化事業
	陶磁器販売施設整備事業
	企業誘致活動の推進事業
	企業立地奨励事業
	新工業団地等整備事業
観光・交流	観光拠点施設整備事業
	温泉活用推進事業
	観光情報提供事業
	ふるさと市民交流事業
	合併市民一体化事業
就業・起業支援	コミュニティビジネス育成事業
	新製品モニタリング事業

歴史と文化と地域がはぐくむ心豊かなまち（教育・文化）

【学校教育】

- ・老朽化がみられる学校施設の改修・修繕を計画的に進めます。その他、定期的に危険箇所や劣化などを調査、改修し、安心して学べる教育環境づくりに努めます。
- ・児童が安全で快適な学校生活を送ることができるように、栄養バランスや体質等を考慮した学校給食を提供するとともに、食に関する意識教育に努めます。また、給食施設内の備品等を計画的に更新し効率化を図ります。
- ・学校教育においては、基礎学力の向上、主体的・創造的な学習を推進し、自ら学ぶ意欲を引き出す学習指導体制の充実を図ります。
- ・地域に開かれた特色ある学校教育を推進し、児童・生徒の健全な育成に努めます。また、高度化する学校教育に対応するため、職員の資質や指導力の向上に努めます。
- ・外国語指導助手（ALT）による外国語教育活動と文化交流を推進します。また、情報化に精通したスタッフを活用し、情報活用能力の育成に努めます。
- ・複雑化する学校教育のなかで、スクールカウンセラー、スクールアドバイザーを配置し、生徒指導や学校生活での相談を行うなど、子どもや保護者の心のケア・サポート体制を強化します。

【生涯学習】

- ・市民が日常的に生涯学習活動に参加できるように、公民館、図書館など市民の活動の拠点となる施設を計画的に整備、充実し、調和のとれた生涯学習拠点づくりを行います。
- ・生涯学習施設、スポーツ施設の空き情報や予約がインターネットから可能となる、ネットワークシステムの構築を行い、施設利用の利便性の向上に努めます。
- ・市民の多様なニーズに応じた生涯学習講座の開催と学習情報の提供を積極的に行い、市民が相互に学びあうことができる生涯学習の機会の充実を図ります。
- ・図書館では、蔵書の充実に努め、検索、館内環境など利用しやすい機能の強化を図ります。また、電子図書館システムの導入などにより、市内のどこからでも利用できるネットワークを活かした図書館活動を推進します。
- ・地域・家庭・学校等が一体となり、地域資源を活用した自然体験活動や生活体験活動などの事業を推進し、青少年の豊かな心を育み、健全な育成に努めます。

【文化・スポーツ】

- ・各地域に整備されているスポーツ施設を計画的に改修し、市民が利用しやすい施設環境を充実し、スポーツ活動の活性化を図ります。
- ・スポーツ・レクリエーションを通じて様々な地域、世代の人との交流の機会を作り、新市としての一体感、青少年の健全育成など地域ぐるみで取り組める体制を整備します。
- ・固有の伝統文化を保存し後世へ継承していくために、保存団体への積極的な活動支援を行います。また、市民が様々な伝統文化にふれあう機会を作り、ふるさとへの誇りと豊かな心を育てます。
- ・貴重な文化財・歴史資料について、広く市民に資料提供ができるように、所蔵する資料をデータベース化し、各地域の公民館・学校・家庭等から検索利用できるシステムを構築します。
- ・市民の自主的な文化活動を推進するために、文化団体の育成、文化活動の支援、指導者の確保に努め、文化活動の拠点となる施設の整備・充実を図ります。

スクールアドバイザー：小学校・中学校における生徒指導の充実に努め、円滑な教育活動の推進を図るために、悩みや心配ごとのある児童生徒や保護者への相談を行う指導員。

電子図書館：地域の図書館をインターネット等で結び、蔵書情報等をデータベース化し、一体的に管理・運営するシステム。利用者がシステム内の全図書館の蔵書を瞬時に検索したり、要望のあった蔵書を近くの図書館へ輸送することが可能となる。

施策の柱	主要事業
学校教育	学校施設整備事業
	学校給食充実事業
	「総合的な学習の時間」の充実事業
	情報・国際教育事業
	心のケア・サポート事業
生涯学習	生涯学習施設整備事業
	生涯学習講座推進事業
	電子図書館システム整備事業
	青少年の自然・生活・社会体験事業
スポーツ・文化	スポーツ施設整備事業
	スポーツ交流事業
	伝統芸能継承活動事業
	伝統文化資源提供ネットワーク事業
	文化活動推進事業

市民とともに創るパートナーシップのまち（行財政・市民協働）

【人権・男女共同参画】

- ・すべての人がわけへだてなく、社会生活、参画ができるように、地域・職場・学校で互いに啓発しながら個性、人権を尊重し合う人権教育の推進に努めます。
- ・男女共同参画社会の実現を目指し、性別にかかわらずあらゆる分野への参画と個々の能力が発揮できるように、意識啓発、広報活動、政策の場への女性の登用及び女性の自立と社会参加を推進します。また、ジェンダーにとらわれることなく、互いの個性を尊重し合う社会意識を醸成します。

【市民参画・地域コミュニティ】

- ・生活・文化・交流・生涯学習活動など身近な地域での活動拠点となる地域コミュニティ施設の整備、充実を図ります。
- ・住みよいまちづくりのために自発的・自主的に活動を行っている団体・グループを支援します。また、地域資源を生かしたコミュニティづくり、他地域との積極的な交流を推進し、地域の活性化を図ります。
- ・地域の課題解決や住みよい暮らしづくりに、市民が主体的に関わる社会風土の実現を目指し、市民の自治意識の醸成に努めます。
- ・市民福祉の向上と活力ある地域社会の形成を促進するため、市民が政策に主体的に参画できる場と機会を作ります。
- ・広報・ホームページ等を活用した行政情報の積極的な公開に努めます。また、諸問題を共に考えていく広聴制度の充実を図るなど開かれた行政運営により、パートナーシップによる協働のまちづくりを推進します。

【行財政の効率化】

- ・厳しい財政状況にあるなかで、行政組織の適正な見直しや事業の重点化など効率のよい行財政運営に努めます。また、情報基盤の整備による事務の電子化（電子自治体化）と広域行政による行財政事務の効率化に努めます。
- ・事務の電子化や情報公開に伴い、市民のプライバシーを守るため、行政が保有する個人情報の保護に努めます。
- ・多様化する市民のニーズにきめ細かに対応するため、職員の専門的知識や能力の向上に努め、行政組織の見直しを行うなど、効率的な行政体制を確立します。
- ・新市においては、各種事業を展開するうえで、新市総合計画をはじめとした各種計画を策定し、行政評価制度を導入しながら、事業の目的や効果を明確にして、より効果的なまちづくりを進めます。
- ・公共施設については、バリアフリー化など市民の利便性を向上するとともに、

計画的に改修などを行い、必要に応じた施設の整備に努めます。

ジェンダー：社会的文化的に作られた性別や性差を意味する言葉。「おとこらしさ」「おんならしさ」などを言う。

施策の柱	主要事業
人権・男女共同参画	人権のまちづくり事業
	男女共同参画推進事業
市民参画・地域 コミュニティ	地域コミュニティ施設整備事業
	地域コミュニティ活性化事業
	地域自治確立事業
	行政情報広報事業
行財政の効率化	本庁舎改修事業
	行政事務効率化事業
	職員の能力開発・人材育成事業
	各種計画策定事業

・新市における佐賀県事業の推進

1．佐賀県事業の推進

本計画で掲げたまちづくりの方向の実現へ向け、周辺部に配慮をしながら合併後の一体的なまちづくりや新市の発展を図るため、佐賀県と協議を進め、事業を推進します。

2．新市における主な県事業

【緑とまち並がおりなすうるおいのまち】

豊かな自然を守りながら、生活にうるおいと快適でゆとりのあるまちを目指し、国道498号や県道などの道路整備、改良といった道路・交通に関する事業、市民生活の安全を守る、防災・交通安全に関する事業、ゆとりある生活を創造する場である公園・緑地・河川整備事業などについて協議を進めます。

施策の柱	主要事業
上下水道	ダム貯水池水質保全事業
道路・交通	一般国道498号道路整備事業
	主要地方道緊急地方道路整備事業
	主要地方道道路改築事業
	主要地方道地方特定道路整備事業
	一般県道道路改築事業
	一般県道地方特定道路整備事業
	連続立体交差事業（JR佐世保線高架化事業）
消防・防災・交通安全	治山事業
	地域防災対策総合治山事業
	通常砂防事業
	河川改修事業
	一般国道498号交通安全施設等整備事業
	主要地方道交通安全施設等整備事業
	急傾斜地崩壊防止事業
	地盤沈下対策事業
公園・緑地・河川	多自然型親水護岸による河川整備促進事業

【人・資源・地の利がうみだすにぎわいのまち】

人・資源・地の利を活かし、より一層にぎわいのあるまちづくりのために、農林業では生産基盤の整備や森林整備など災害・環境にも配慮しながら振興について、協議を進めます。

農林業	ため池等整備事業
	地域水田農業支援緊急整備事業
	新農業水利システム保全対策事業
	中間地域総合整備事業
	農免農道整備事業
	保安林整備事業
	林道環境整備事業
商工業	新工業団地整備事業

【歴史と文化と地域がはぐくむ心豊かなまち】

歴史・文化を大切にし、豊かな心を育むまちの実現に向け、スポーツ等の各種イベント・大会といった交流促進事業について、協議を進めます。

文化・スポーツ	佐賀県民体育大会
	佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭

・ 公共施設の適正配置と統合整備

新市の公共施設の適正配置と統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないように十分に配慮するとともに、新市の一体性、適正な役割分担、財政事情を考慮しながら検討を進めていきます。

新たな公共施設の整備にあたっては、事業の効果や効率性、既存施設の有効利用、維持管理等を総合的に判断し、新市全体として調和のある発展と市民の福祉の向上に資するよう配慮した整備に努めます。

協議第 27 号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 17 年 2 月 9 日

武雄市・山内町・北方町合併協議会

会 長 古 庄 健 介

事務組織及び機構の取扱いについて

新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、整備するものとする。新市においては、中長期的に組織・機構の見直しを行い、簡素合理化に努めるものとする。

また、教育委員会等の行政委員会については、関係法令に基づき整備する。

平成 年 月 日確認

協議事項調整内容

協 定 項 目	事務組織及び機構の取扱い
<p>新市における事務組織・機構の整備方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 2．住民の声を適正に反映することができ、住民にとって分かりやすく、利用しやすい組織・機構 3．従来の住民サービスが低下しないよう配慮した組織・機構 4．簡素で効率的な組織・機構 5．指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
<p>調整の具体的内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．合併当初は住民生活に急激な変化を与えないよう配慮し、住民サービス及び事務事業の混乱、停滞を回避する観点から管理部門等本庁で一括して処理することが適当かつ効果的と認められる部門を統合する。 2．本庁は、市域全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。 3．支所は、本庁において処理する事務を除き、合併前の町の区域に関する事務を所掌する。 4．1市2町に設置されている行政委員会等は、原則として統合する。 5．合併後は、中長期的に組織・機構の見直しを行い、簡素合理化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

武 雄 市		山 内 町		北 方 町	
市長	助役	町長	助役	町長	助役
	<ul style="list-style-type: none"> 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画課 財政課 税務課 民生部 <ul style="list-style-type: none"> 福祉課 健康増進課 市民課 生活環境課 経済部 <ul style="list-style-type: none"> 農林課 商工観光課 競輪事業課 建設部 <ul style="list-style-type: none"> 建設課 都市計画課 下水道課 市民病院 <ul style="list-style-type: none"> 診療部門 診療支援部門 看護部門 事務部門 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画調整課 防災管理課 町民課 税務課 保健福祉課 産業課 建設課 下水道課 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 企画課 合併対策課 町民課 福祉課 生活環境課 産業振興課 建設課 		
	収入役		収入役		収入役
	会計課		会計室		会計室
教育委員会	教育部	教育委員会		教育委員会	
	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 学校教育課 生涯学習文化課 		事務局		<ul style="list-style-type: none"> 学校教育課 生涯学習課
議会		議会		議会	
	事務局		事務局		事務局
選挙管理委員会		選挙管理委員会		選挙管理委員会	
	事務局		事務局		事務局
監査委員		監査委員		監査委員	
	事務局		事務局		事務局
農業委員会		農業委員会		農業委員会	
	事務局		事務局		事務局
水道企業	水道部	水道企業		水道企業	
	水道課		水道課		水道係（生活環境課）

参考資料

〔根拠法令〕

地方自治法

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条

- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

（都道府県の局部・分課及び市町村の部課）

第158条

- 7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

（書記その他の職員）

- 第191条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。
- 2 書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。
- 3 書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第180条の3の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。

（事務局の設置等）

- 第200条 都道府県の監査委員に事務局を置く。
- 2 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- 3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
- 4 事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

- 5 事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。
- 6 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- 7 事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第180条の3の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(事務局)

- 第18条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。
- 2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

農業委員会等に関する法律

(職員)

- 第20条 農業委員会に職員を置く。
- 2 職員の定数は、条例で定める。
- 3 職員は、農業委員会が任免する。
- 4 職員は、会長の指揮を受け、農業委員会の事務に従事する。

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 17 年 2 月 9 日

武雄市・山内町・北方町合併協議会

会 長 古 庄 健 介

国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 . 国民健康保険税の賦課方式については、現行のとおり保険税方式とし、課税区分は所得割、均等割及び平等割の3方式とする。
- 2 . 国民健康保険税の税率等については、合併時に統一する。ただし、合併年度は市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により不均一課税とし、各市町の税率等を適用する。
- 3 . 被保険者証の交付については、合併時に統一する。
- 4 . 保険給付事業の出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、合併時に統一する。
- 5 . 保健事業については、合併時調整し、新市において実施する。
- 6 . 高額療養費資金貸付基金の取扱いについては、合併時に調整し統合する。
- 7 . 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。

平成 年 月 日確認

協議事項調整内容

協定項目	国民健康保険事業の取扱い
調整内容	<p>1. 国民健康保険税の賦課方式については、現行のとおり保険税方式とし、課税区分は所得割、均等割及び平等割の3方式とする。</p> <p>2. 国民健康保険税の税率等については、合併時に統一する。ただし、合併年度は市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により不均一課税とし、各市町の税率等を適用する。</p> <p>3. 被保険者証の交付については、合併時に統一する。</p> <p>4. 保険給付事業の出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費については、合併時に統一する。</p> <p>5. 保健事業については、合併時調整し、新市において実施する。</p> <p>6. 高額療養費資金貸付基金の取扱いについては、合併時に調整し統合する。</p> <p>7. 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。</p>

協定項目	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	保険税賦課割合と保険税率																																																
武 雄 市	山 内 町	北 方 町	調整の具体的内容																																																
<p>医療費給付分 (平成16年度)</p> <table border="1"> <tr><td>所得割率</td><td>100分の9.2</td></tr> <tr><td>被保険者均等割額</td><td>22,000円</td></tr> <tr><td>世帯平等割額</td><td>31,000円</td></tr> <tr><td>賦課限度額</td><td>53万円</td></tr> </table> <p>介護納付金分 (平成16年度)</p> <table border="1"> <tr><td>所得割率</td><td>100分の0.9</td></tr> <tr><td>被保険者均等割額</td><td>6,300円</td></tr> <tr><td>世帯平等割額</td><td>3,700円</td></tr> <tr><td>賦課限度額</td><td>8万円</td></tr> </table>	所得割率	100分の9.2	被保険者均等割額	22,000円	世帯平等割額	31,000円	賦課限度額	53万円	所得割率	100分の0.9	被保険者均等割額	6,300円	世帯平等割額	3,700円	賦課限度額	8万円	<p>? 医療費給付分 (平成16年度)</p> <table border="1"> <tr><td>所得割率</td><td>100分の9.4</td></tr> <tr><td>被保険者均等割額</td><td>24,000円</td></tr> <tr><td>世帯平等割額</td><td>38,000円</td></tr> <tr><td>賦課限度額</td><td>53万円</td></tr> </table> <p>介護納付金分 (平成16年度)</p> <table border="1"> <tr><td>所得割率</td><td>100分の0.86</td></tr> <tr><td>被保険者均等割額</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>世帯平等割額</td><td>4,300円</td></tr> <tr><td>賦課限度額</td><td>8万円</td></tr> </table>	所得割率	100分の9.4	被保険者均等割額	24,000円	世帯平等割額	38,000円	賦課限度額	53万円	所得割率	100分の0.86	被保険者均等割額	5,000円	世帯平等割額	4,300円	賦課限度額	8万円	<p>医療費給付分 (平成16年度)</p> <table border="1"> <tr><td>所得割率</td><td>100分の9.5</td></tr> <tr><td>被保険者均等割額</td><td>21,400円</td></tr> <tr><td>世帯平等割額</td><td>34,000円</td></tr> <tr><td>賦課限度額</td><td>53万円</td></tr> </table> <p>介護納付金分 (平成16年度)</p> <table border="1"> <tr><td>所得割率</td><td>100分の1.37</td></tr> <tr><td>被保険者均等割額</td><td>6,200円</td></tr> <tr><td>世帯平等割額</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>賦課限度額</td><td>8万円</td></tr> </table>	所得割率	100分の9.5	被保険者均等割額	21,400円	世帯平等割額	34,000円	賦課限度額	53万円	所得割率	100分の1.37	被保険者均等割額	6,200円	世帯平等割額	3,500円	賦課限度額	8万円	<p>賦課方式については、現行のとおり保険税方式とし、課税区分は所得割、均等割及び平等割の3方式とする。</p> <p>保険税については、合併時に統一する。ただし、合併年度は市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により不均一課税とし、各市町の合併年度の税率等を適用する。</p>
所得割率	100分の9.2																																																		
被保険者均等割額	22,000円																																																		
世帯平等割額	31,000円																																																		
賦課限度額	53万円																																																		
所得割率	100分の0.9																																																		
被保険者均等割額	6,300円																																																		
世帯平等割額	3,700円																																																		
賦課限度額	8万円																																																		
所得割率	100分の9.4																																																		
被保険者均等割額	24,000円																																																		
世帯平等割額	38,000円																																																		
賦課限度額	53万円																																																		
所得割率	100分の0.86																																																		
被保険者均等割額	5,000円																																																		
世帯平等割額	4,300円																																																		
賦課限度額	8万円																																																		
所得割率	100分の9.5																																																		
被保険者均等割額	21,400円																																																		
世帯平等割額	34,000円																																																		
賦課限度額	53万円																																																		
所得割率	100分の1.37																																																		
被保険者均等割額	6,200円																																																		
世帯平等割額	3,500円																																																		
賦課限度額	8万円																																																		

協議事項調整内容

協定項目	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	被保険者証の交付
武 雄 市	山 内 町	北 方 町	調整の具体的内容
<p>1 更新(健康増進課 国保係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効期限 毎年3月31日 ・通常は郵送し、旧証は特に回収していない ・滞納者については、納付相談後に国保係で直接交付 <p>2 取得(転入、再取得を含む) (市民課 市民係(窓口))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の滞納者については、再取得・再転入の際、納付相談を行い場合によっては短期被保険者証を交付 <p>3 様式は、個人カード化 (平成14年4月1日から)</p>	<p>1 更新(町民課 国保年金係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効期限 同左 ・各地区区長を通じ配布、回収 ・滞納者については、納付相談後に国保年金係で直接交付 <p>2 取得(転入、再取得を含む) (町民課 住民係(窓口))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同 左 <p>3 同左</p>	<p>1 更新(町民課 国保年金係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効期限 同左 ・通常は郵送し、旧証は特に回収していない ・滞納者については、納付相談後に国保年金係で直接交付 <p>2 取得(転入、再取得を含む) (町民課 住民窓口係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同 左 <p>3 同左</p>	<p>被保険者証の交付については原則郵送するものとする。</p>

協議事項調整内容

協定項目	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	任意給付の状況
<p style="text-align: center;">武 雄 市</p> <p>出産育児一時金 ・ 1件当たり 30万円</p> <p>・ 届出後に口座振込み</p> <p>・ 受領委任制度有り</p> <p>・ 実績 15年度 63件 14年度 62件 13年度 83件</p>	<p style="text-align: center;">山 内 町</p> <p>出産育児一時金 ・ 同左</p> <p>・ 同左</p> <p>・ 受領委任制度無し</p> <p>・ 実績 15年度 17件 14年度 14件 13年度 15件</p>	<p style="text-align: center;">北 方 町</p> <p>出産育児一時金 ・ 同左</p> <p>・ 同左</p> <p>・ 同左</p> <p>・ 実績 15年度 21件 14年度 5件 13年度 17件</p>	<p style="text-align: center;">調整の具体的内容</p> <p>出産育児一時金の額については、現行のとおりとし、支払方法及び受領委任制度は合併までに調整する。</p>
<p>葬祭費 ・ 1件当たり 25,000円 ・ 届出後に口座振込み</p> <p>・ 実績 15年度 224件 14年度 210件 13年度 201件</p>	<p>葬祭費 ・ 1件当たり 15,000円 ・ 同左</p> <p>・ 実績 15年度 56件 14年度 55件 13年度 45件</p>	<p>葬祭費 ・ 同左 ・ 届出後に直接払い、又は口座振込み</p> <p>・ 実績 15年度 58件 14年度 68件 13年度 58件</p>	<p>葬祭費の額は、25,000円とする。支払い方法については、原則口座振込みとする。</p>

協議事項調整内容

協定項目	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	保健事業
<p style="text-align: center;">武 雄 市</p> <p>【はり・きゅう施術費支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はり、きゅう指定施術所数 10箇所 ・給付金 はり又はきゅう 1回 900円 ・対象者 国民健康保険被保険者 ・利用方法 市役所ではり・きゅう受診券(25枚綴り)を交付し、1施術あたり1枚を使用 年間使用枚数の制限なし ・利用実績 13年度 3,528件 14年度 4,081件 15年度 3,720件 	<p style="text-align: center;">山 内 町</p> <p>【はり・きゅう施術費支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計で全町民を対象として実施している。 	<p style="text-align: center;">北 方 町</p> <p>【はり・きゅう施術費支給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計で全町民を対象として実施している。 	<p style="text-align: center;">調整の具体的内容</p> <p>はり・きゅう施術費支給の給付金の額については、一律900円(マッサージのみの場合を除く)とする。 受診券の使用枚数は、年間1人当たり40枚とする。</p>
<p>【人間ドック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 国民健康保険被保険者で当該年度に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳になる者で、入院等していない者(滞納世帯は除く) 160人 ・自己負担は 原則1割 受診時に自己負担額を支払い残額は1月分まとめて医療機関から請求し支払い ・実施医療機関(指定) 武雄杵島地区医師会検診センター 武雄市民病院 	<p>【人間ドック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 国民健康保険被保険者(滞納世帯は除く) 25人 ・自己負担 2割 受診時に自己負担額を支払い残額は1月分まとめて医療機関から請求 ・実施医療機関(指定) 武雄杵島地区医師会検診センター、西有田公立病院、大町町立病院、武雄市民病院 	<p>【人間ドック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 国民健康保険被保険者期間が1年以上で当該年度に30歳～69歳の方(滞納世帯又は病気療養中の方は除く) 17人 ・自己負担 2割 受診時に自己負担額を支払い残額は1月分まとめて医療機関から請求し支払い ・実施医療機関(指定) 武雄杵島地区医師会検診センター 大町町立病院 	<p>人間ドックの対象者については、40歳から5歳刻みで65歳までの方(滞納世帯は除く)とし、自己負担額は2割とする。 実施医療機関(指定)については現行のとおりとする。</p>
<p>【脳ドック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 国民健康保険被保険者で当該年度に53歳、58歳、63歳になる者で、入院等していない者(滞納世帯は除く) 90人 ・自己負担は 原則2割 受診時に自己負担額を支払い残額は1月分まとめて医療機関から請求し支払い ・実施医療機関(指定) 野口脳神経外科、武雄市民病院 	<p>【脳ドック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 国民健康保険被保険者(滞納世帯は除く) 25人 ・自己負担 2割 受診時に自己負担額を支払い残額は1月分まとめて医療機関から請求 ・実施医療機関(指定) 野口脳神経外科、武雄市民病院 	<p>【脳ドック】 該当なし</p>	<p>脳ドックの対象者については、43歳から5歳刻みで68歳までの方(滞納世帯は除く)とし、自己負担額は2割とする。 実施医療機関(指定)については合併までに調整する</p>

協議事項調整内容

協定項目	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	貸付制度
<p style="text-align: center;">武 雄 市</p> <p>高額療養費資金貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 高額療養費支給見込み額の10分の9（1万円未満切り捨て） ・利率 無利子 ・基金額 500万円 	<p style="text-align: center;">山 内 町</p> <p>高額療養費資金貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 高額療養費支給見込み額から1万円と千円未満を控除した額 ・利率 同左 ・基金額 450万円 	<p style="text-align: center;">北 方 町</p> <p>高額療養費資金貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 同左 ・利率 同左 ・基金額 300万円 	<p style="text-align: center;">調整の具体的内容</p> <p>高額療養費資金貸付の限度額および利率については、山内町及び北方町の例により調整する。 基金については、合併時統合する。</p>

協議事項調整内容

協定項目	国民健康保険事業の取扱い		関係項目	国民健康保険運営協議会	
武 雄 市	山 内 町		北 方 町		調整の具体的内容
<p>国民健康保険運営協議会 委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 5人 ・保険医・保険薬剤師代表 5人 ・公益代表 5人 <p>開催回数 年3回</p>	<p>国民健康保険運営協議会 委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 3人 ・保険医・保険薬剤師代表 3人 ・公益代表 3人 <p>開催回数 年2回</p>		<p>国民健康保険運営協議会 委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 4人 ・保険医・保険薬剤師代表 4人 ・公益代表 4人 <p>開催回数 年2回</p>		<p>国民健康保険運営協議会については、委員構成を考慮し、新市において新たに設置する。</p>

協議事項調整内容

協定項目	国民健康保険事業の取扱い			関係項目	被保険世帯・加入率等の推移														
	武 雄 市				山 内 町				北 方 町				1 市 2 町 の 計						
	世帯数(年度平均)				世帯数(年度平均)				世帯数(年度平均)				世帯数(年度平均)						
	年度	世帯数	加入率 %		年度	世帯数	加入率 %		年度	世帯数	加入率 %		年度	世帯数	加入率 %				
	13年度	5,761	53.2		13年度	1,526	57.2		13年度	1,543	54.0		13年度	8,830	54.0				
	14年度	5,944	54.7		14年度	1,581	58.6		14年度	1,559	54.3		14年度	9,084	55.3				
	15年度	6,137	56.2		15年度	1,643	60.6		15年度	1,590	55.1		15年度	9,370	56.7				
	被保険者数(年度平均)				被保険者数(年度平均)				被保険者数(年度平均)				被保険者数(年度平均)						
	年度	被保険者数	加入率 %		年度	被保険者数	加入率 %		年度	被保険者数	加入率 %		年度	被保険者数	加入率 %				
	13年度	12,212	34.8		13年度	3,396	35.0		13年度	3,107	34.8		13年度	18,715	34.8				
	14年度	12,638	36.2		14年度	3,503	35.6		14年度	3,118	35.1		14年度	19,259	35.9				
	15年度	13,034	37.4		15年度	3,628	37.3		15年度	3,197	36.1		15年度	19,859	37.2				
	被保険者数内訳					被保険者数内訳					被保険者数内訳					被保険者数内訳			
	年度	若人	老人	退職		年度	若人	老人	退職		年度	若人	老人	退職		年度	若人	老人	退職
	13年度	6,984	3,727	1,501		13年度	1,789	1,044	563		13年度	1,560	1,113	434		13年度	10,333	5,884	2,498
	14年度	7,208	3,925	1,505		14年度	1,826	1,118	559		14年度	1,582	1,125	411		14年度	10,616	6,168	2,475
	15年度	7,487	3,892	1,659		15年度	1,921	1,109	599		15年度	1,623	1,115	459		15年度	11,031	6,116	2,717

協議事項調整内容

協定項目	国民健康保険事業の取扱い		関係項目	年度別療養諸費	
	武 雄 市			山 内 町	
	(単位：件・円)			(単位：件・円)	
	一般被保険者療養給付費			一般被保険者療養給付費	
年度	件数	費用額	年度	件数	費用額
1 3	75,267	1,662,235,490	1 3	17,963	389,551,350
1 4	71,804	1,558,004,129	1 4	16,532	348,812,215
1 5	84,113	1,819,841,159	1 5	19,438	394,452,770
		平成14年度は11ヶ月分			平成14年度は11ヶ月分
	退職被保険者療養給付費			退職被保険者療養給付費	
年度	件数	費用額	年度	件数	費用額
1 3	32,808	539,885,350	1 3	10,772	207,847,530
1 4	31,126	518,209,996	1 4	10,044	188,261,190
1 5	37,354	618,826,605	1 5	11,403	222,383,818
		平成14年度は11ヶ月分			平成14年度は11ヶ月分
	一般被保険者療養費等			一般被保険者療養費等	
年度	件数	費用額	年度	件数	費用額
1 3	1,133	11,108,803	1 3	207	1,603,834
1 4	1,296	12,332,498	1 4	201	1,673,381
1 5	1,386	12,796,601	1 5	244	1,734,110
	退職被険者療養費等			退職被険者療養費等	
年度	件数	費用額	年度	件数	費用額
1 3	416	4,419,576	1 3	121	1,436,299
1 4	490	5,638,155	1 4	133	1,482,213
1 5	579	6,494,641	1 5	128	1,296,458
	北 方 町			1 市 2 町 の 計	
	(単位：件・円)			(単位：件・円)	
	一般被保険者療養給付費			一般被保険者療養給付費	
年度	件数	費用額	年度	件数	費用額
1 3	14,251	321,209,306	1 3	107,481	2,372,996,146
1 4	13,299	302,331,343	1 4	101,635	2,209,147,687
1 5	16,179	364,169,320	1 5	119,730	2,578,463,249
		平成14年度は11ヶ月分			平成14年度は11ヶ月分
	退職被保険者療養給付費			退職被保険者療養給付費	
年度	件数	費用額	年度	件数	費用額
1 3	8,615	164,362,290	1 3	52,195	912,095,170
1 4	7,891	151,432,351	1 4	49,061	857,903,537
1 5	9,784	193,775,910	1 5	58,541	1,034,986,333
		平成14年度は11ヶ月分			平成14年度は11ヶ月分
	一般被保険者療養費等			一般被保険者療養費等	
年度	件数	費用額	年度	件数	費用額
1 3	374	3,040,174	1 3	1,714	15,752,811
1 4	503	3,826,468	1 4	2,000	17,832,347
1 5	415	3,291,489	1 5	2,045	17,822,200
	退職被険者療養費等			退職被険者療養費等	
年度	件数	費用額	年度	件数	費用額
1 3	158	1,439,008	1 3	695	7,294,883
1 4	153	1,212,125	1 4	776	8,332,493
1 5	253	2,524,813	1 5	960	10,315,912

協議事項調整内容

協定項目	国民健康保険事業の取扱い		関係項目	1人当たりの費用額・保険税	
	武 雄 市			山 内 町	
	(単位：円)			(単位：円)	
	一般被保険者1人当たり費用額			一般被保険者1人当たり費用額	
年度	療養給付費	療養費	年度	療養給付費	療養費
1 3	238,066	1,591	1 3	217,748	896
1 4	216,149	1,711	1 4	191,025	916
1 5	243,197	1,710	1 5	205,337	903
平成14年度は11ヶ月分			平成14年度は11ヶ月分		
	退職被保険者1人当たり費用額			退職被保険者1人当たり費用額	
年度	療養給付費	療養費	年度	療養給付費	療養費
1 3	359,684	2,944	1 3	369,179	2,551
1 4	344,326	3,746	1 4	336,782	2,652
1 5	373,012	3,915	1 5	371,268	2,895
平成14年度は11ヶ月分			平成14年度は11ヶ月分		
	老人被保険者1人当たり費用額			老人被保険者1人当たり費用額	
年度	療養給付費	療養費	年度	療養給付費	療養費
1 3	840,983	4,473	1 3	713,423	2,899
1 4	781,116	5,351	1 4	729,595	2,892
1 5	873,517	4,929	1 5	790,699	2,992
	1人当たり保険税額			1人当たり保険税額	
年度	1人当たり保険税額		年度	1人当たり保険税額	
1 3	79,388		1 3	78,322	
1 4	76,936		1 4	76,007	
1 5	72,876		1 5	72,632	
	北 方 町			1 市 2 町 の 計	
	(単位：円)			(単位：円)	
	一般被保険者1人当たり費用額			一般被保険者1人当たり費用額	
年度	療養給付費	療養費	年度	療養給付費	療養費
1 3	205,903	1,948	1 3	229,652	1,525
1 4	191,107	2,418	1 4	208,096	1,680
1 5	224,380	2,028	1 5	233,747	1,616
平成14年度は11ヶ月分			平成14年度は11ヶ月分		
	退職被保険者1人当たり費用額			退職被保険者1人当たり費用額	
年度	療養給付費	療養費	年度	療養給付費	療養費
1 3	378,714	3,315	1 3	365,130	2,920
1 4	368,448	2,949	1 4	346,628	3,367
1 5	422,169	5,500	1 5	380,930	3,797
平成14年度は11ヶ月分			平成14年度は11ヶ月分		
	老人被保険者1人当たり費用額			老人被保険者1人当たり費用額	
年度	療養給付費	療養費	年度	療養給付費	療養費
1 3	774,634	5,430	1 3	805,800	4,375
1 4	793,883	5,354	1 4	772,819	4,906
1 5	815,991	5,082	1 5	848,012	4,606
	1人当たり保険税額			1人当たり保険税額	
年度	1人当たり保険税額		年度	1人当たり保険税額	
1 3	70,266		1 3	77,680	
1 4	69,952		1 4	75,636	
1 5	67,699		1 5	72,001	

参考資料

協定項目	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	
<p>市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）</p> <p>（地方税に関する特例）</p> <p>第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。</p>			

協議第 29 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 17 年 2 月 9 日

武雄市・山内町・北方町合併協議会

会 長 古 庄 健 介

消防団の取扱い
1 . 1 市 2 町の消防団は、合併時に統合する。
2 . 新市の消防団の組織及び構成については、合併までに調整する。

平成 年 月 日確認

協議事項調整内容

協定項目	消防団の取扱いについて	関係項目	条例、消防団の組織
調整の具体的内容	1. 消防団の定数は、当面、現行のとおりとし、新市において、適正化について検討する。 2. 消防団員の報酬、各種手当等については、合併までに調整し、退職報償金及び賞じゅつ金については、現行のとおりとする。 3. 消防団の年間行事については、合併までに調整する。 4. 消防関係施設・設備については、新市に引き継ぎ、合併後、管理計画を策定する。		

項目	1 市 2 町の 現 況						調整案																																																																																																		
	武 雄 市		山 内 町		北 方 町																																																																																																				
【設置条例】	武雄市消防団条例		山内町消防団の設置、名称及び区域に関する規則		北方町消防団の設置等に関する条例		合併時に新たな条例を制定する。 定数は、当面、現行のとおりとし、新市において、適正化について検討する。 任用(任命)については、消防組織法の規定による。その条件については、下記のとおりとする。 (1)当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2)年齢は、18歳以上の者 任期については、2年とする																																																																																																		
定数	820名		300名		350名																																																																																																				
任命(任用)	消防団長は、武雄市消防団の推薦により市長が任命し、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者の中から市長の承認を得てこれを任命する。 (1)本市に居住する年齢満20年以上、45年未満の者。ただし、団長が、消防団の運営上特に必要と認める者については、この限りではない。(副団長、分団長、副分団長及び部長の職にある者については、適用しない。) (2)団員は、志操堅固、身体強健であって、その職責を果し得る者		消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て任用する。 (1)本町に居住し、または勤務する者 (2)年齢満18歳以上の者。 (3)団員は、志操堅固、身体強健な者		消防団長は、消防団の推せんに基づき町長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て任用する。 (1)当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 (2)年齢十八歳以上の者 (3)志操堅固で、かつ身体強健な者																																																																																																				
任期	団長 副団長 分団長 副分団長 部長 班長 4年		団長 副団長 分団長 副分団長 部長 班長 2年		団長 副団長 分団長 副分団長 部長 副部長 班長 2年																																																																																																				
【組織】	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="2">武 雄 市</th> <th colspan="2">山 内 町</th> <th colspan="2">北 方 町</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>定数</th> <th>実団員数</th> <th>定数</th> <th>実団員数</th> <th>定数</th> <th>実団員数</th> <th>定数</th> <th>実団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>3名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>3名</td> <td>3名</td> <td>2名</td> <td>2名</td> <td>2名</td> <td>2名</td> <td>7名</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>7名</td> <td>7名</td> <td>2名</td> <td>2名</td> <td>3名</td> <td>3名</td> <td>12名</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>15名</td> <td>15名</td> <td>3名</td> <td>3名</td> <td>3名</td> <td>3名</td> <td>21名</td> <td>21名</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>56名</td> <td>56名</td> <td>19名</td> <td>19名</td> <td>21名</td> <td>20名</td> <td>96名</td> <td>95名</td> </tr> <tr> <td>副部長(指揮班長)</td> <td></td> <td></td> <td>12名</td> <td>12名</td> <td>14名</td> <td>14名</td> <td>26名</td> <td>26名</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>195名</td> <td>195名</td> <td>93名</td> <td>93名</td> <td>67名</td> <td>64名</td> <td>355名</td> <td>352名</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>543名</td> <td>543名</td> <td>168名</td> <td>163名</td> <td>239名</td> <td>215名</td> <td>950名</td> <td>921名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>820名</td> <td>820名</td> <td>300名</td> <td>295名</td> <td>350名</td> <td>322名</td> <td>1,470名</td> <td>1,437名</td> </tr> </tbody> </table>						階級	武 雄 市		山 内 町		北 方 町		計		定数	実団員数	定数	実団員数	定数	実団員数	定数	実団員数	団長	1名	1名	1名	1名	1名	1名	3名	3名	副団長	3名	3名	2名	2名	2名	2名	7名	7名	分団長	7名	7名	2名	2名	3名	3名	12名	12名	副分団長	15名	15名	3名	3名	3名	3名	21名	21名	部長	56名	56名	19名	19名	21名	20名	96名	95名	副部長(指揮班長)			12名	12名	14名	14名	26名	26名	班長	195名	195名	93名	93名	67名	64名	355名	352名	団員	543名	543名	168名	163名	239名	215名	950名	921名	合計	820名	820名	300名	295名	350名	322名	1,470名	1,437名	新市の消防団の組織及び構成については、現行の団員数を維持し、合併までに調整する。 条例定数計 1,470名 実団員数計 1,437名 以下及び新市消防団組織図(案)を基本に組織する。 ・団長 ・副団長 ・分団長 ・副分団長 ・部長 ・班長 ・団員
階級	武 雄 市		山 内 町		北 方 町			計																																																																																																	
	定数	実団員数	定数	実団員数	定数	実団員数	定数	実団員数																																																																																																	
団長	1名	1名	1名	1名	1名	1名	3名	3名																																																																																																	
副団長	3名	3名	2名	2名	2名	2名	7名	7名																																																																																																	
分団長	7名	7名	2名	2名	3名	3名	12名	12名																																																																																																	
副分団長	15名	15名	3名	3名	3名	3名	21名	21名																																																																																																	
部長	56名	56名	19名	19名	21名	20名	96名	95名																																																																																																	
副部長(指揮班長)			12名	12名	14名	14名	26名	26名																																																																																																	
班長	195名	195名	93名	93名	67名	64名	355名	352名																																																																																																	
団員	543名	543名	168名	163名	239名	215名	950名	921名																																																																																																	
合計	820名	820名	300名	295名	350名	322名	1,470名	1,437名																																																																																																	

協定項目	消防団の取扱いについて	関係項目	報酬、各種手当、運営経費
------	-------------	------	--------------

項目	1 市 2 町の 現 況			調整案	
【報酬】 (年額)	(単位:円)			消防団員の報酬については、合併までに調整する。	
	階 級	武 雄 市	山 内 町		北 方 町
	団 長	84,100	177,000		165,700
	副団長	62,600	101,000		100,600
	分団長	60,500	66,700		67,100
	副分団長	43,000	59,300		52,300
	ラッパ隊長		59,300		
	部 長	14,600	43,000		47,200
	副部長(指揮班長)		31,500		31,400
	班 長	12,400	14,500		21,400
	団 員	技術員(機関員)			
技術員(運転手)				25,000	
技術員(ラッパ手)			18,500	25,000	
上記以外の団員		11,300	14,500	15,300	
【出動手当等】	(単位:円)			出動手当等については、合併までに調整する。	
		武 雄 市	山 内 町		北 方 町
	出動手当	600	900		1,200
	訓練手当	600	800	1,200	
【運営経費】 平成16年度予算	(単位:円)			運営経費の負担については、合併までに調整する。	
		武 雄 市	山 内 町		北 方 町
本団 分団運営費	50,000 × 8分団 = 400,000 計 400,000	制度なし	20,000円 × 15部 = 300,000円 2,000円 × 330人 = 660,000円 21,800 × 3分団 = 65,400 計 1,025,400円		

協定項目	消防団の取扱いについて	関係項目	退職報償金
------	-------------	------	-------

項目	1 市 2 町の 現 況			調整案																																																							
	武雄市	山内町	北方町																																																								
【退職報償金】 条例	武雄市非常勤消防団員退職報償金支給条例	山内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	退職報償金については、現行のとおりとする。 条例については、合併時に制定する。 ただし、退職報償金の支給基礎となる勤務年数について、旧市町消防団員としての勤務年数を通算するための経過的規定を設けるものとする。																																																							
支給対象年数	(目的) この条例は、消防組織法第15条の8の規定に基づき、非常勤消防団員が退職した場合においてその者に退職報奨金を支給することを目的とする。	(目的) 同左	(目的) 同左																																																								
退職報償金支給額	非常勤消防団員として引き続き5年以上勤務して退職した場合とする。	同左	同左																																																								
<p>額については、1市2町共通</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="6">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 15年未満</th> <th>15年以上 20年未満</th> <th>20年以上 25年未満</th> <th>25年以上 30年未満</th> <th>30年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団 長</td> <td>189,000</td> <td>294,000</td> <td>409,000</td> <td>544,000</td> <td>729,000</td> <td>929,000</td> </tr> <tr> <td>副 団 長</td> <td>179,000</td> <td>279,000</td> <td>379,000</td> <td>484,000</td> <td>659,000</td> <td>859,000</td> </tr> <tr> <td>分 団 長</td> <td>169,000</td> <td>264,000</td> <td>359,000</td> <td>459,000</td> <td>609,000</td> <td>799,000</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>164,000</td> <td>249,000</td> <td>334,000</td> <td>424,000</td> <td>574,000</td> <td>759,000</td> </tr> <tr> <td>部長及び班長</td> <td>154,000</td> <td>229,000</td> <td>304,000</td> <td>384,000</td> <td>514,000</td> <td>684,000</td> </tr> <tr> <td>団 員</td> <td>144,000</td> <td>214,000</td> <td>284,000</td> <td>359,000</td> <td>469,000</td> <td>637,000</td> </tr> </tbody> </table>					階級	勤務年数						5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	団 長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000	副 団 長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000	分 団 長	169,000	264,000	359,000	459,000	609,000	799,000	副分団長	164,000	249,000	334,000	424,000	574,000	759,000	部長及び班長	154,000	229,000	304,000	384,000	514,000	684,000	団 員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	637,000
階級	勤務年数																																																										
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上																																																					
団 長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000																																																					
副 団 長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000																																																					
分 団 長	169,000	264,000	359,000	459,000	609,000	799,000																																																					
副分団長	164,000	249,000	334,000	424,000	574,000	759,000																																																					
部長及び班長	154,000	229,000	304,000	384,000	514,000	684,000																																																					
団 員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	637,000																																																					

協定項目	消防団の取扱いについて	関係項目	賞じゆつ金
------	-------------	------	-------

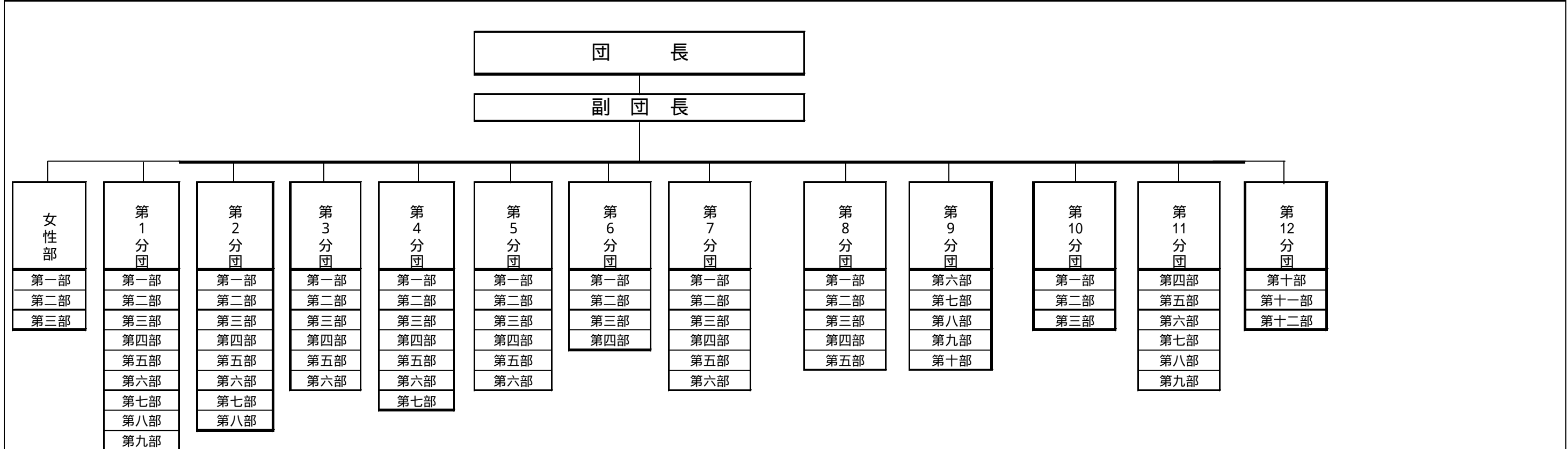
項目	1 市 2 町 の 現 況			調整案																																														
	武雄市	山内町	北方町																																															
【賞じゆつ金】 条例	<p>武雄市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例</p> <p>(目的) この条例は、武雄市消防団員に対する賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金の授与について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(要件) 消防団員が消防業務に従事するに当たって、一身上の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡又は障害の状態となった場合において、賞じゆつ金を授与することができる。</p> <p>(種類) 殉職者賞じゆつ金と障害者賞じゆつ金の2種類(別表参照) 殉職者特別賞じゆつ金3,000万円授与</p>	<p>山内町消防団員等に対する賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例</p> <p>(目的) 同左</p> <p>(要件) 同左</p> <p>(種類) 同左</p>	<p>北方町消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例</p> <p>(目的) 同左</p> <p>(要件) 同左</p> <p>(種類) 同左</p>	<p>賞じゆつ金については、現行のとおりとする</p> <p>条例については、合併時に制定する。</p>																																														
<p>額については、1市2町共通</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(別表1)殉職者賞じゆつ金 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>功労の程度による支給額</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者</td> <td>25,200</td> </tr> <tr> <td>(2)抜群の功労があり、他の模範となると認められる者</td> <td>18,700</td> </tr> <tr> <td>(3)特に顕著な功労があると認められる者</td> <td>13,600以下 9,000以上</td> </tr> <tr> <td>(4)多大な功労があると認められる者</td> <td>4,900</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(別表2)障害者賞じゆつ金 功労の程度及び障害の等級による支給額 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>抜群の功労があり、他の模範となると認められる者</th> <th>特に顕著な功労があると認められる者</th> <th>多大な功労があると認められる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1級</td><td>18,700</td><td>13,600以下9,000以上</td><td>4,900</td></tr> <tr><td>第2級</td><td>15,500</td><td>12,100以下7,900以上</td><td>4,600</td></tr> <tr><td>第3級</td><td>13,600</td><td>10,700以下7,100以上</td><td>4,100</td></tr> <tr><td>第4級</td><td>12,100</td><td>9,500以下6,400以上</td><td>3,600</td></tr> <tr><td>第5級</td><td>10,300</td><td>8,200以下5,500以上</td><td>3,100</td></tr> <tr><td>第6級</td><td>9,000</td><td>7,000以下4,700以上</td><td>2,800</td></tr> <tr><td>第7級</td><td>7,600</td><td>5,900以下4,100以上</td><td>2,300</td></tr> <tr><td>第8級</td><td>6,400</td><td>4,900以下3,400以上</td><td>1,900</td></tr> </tbody> </table> </div> </div>					功労の程度による支給額	金額	(1)特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	25,200	(2)抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	18,700	(3)特に顕著な功労があると認められる者	13,600以下 9,000以上	(4)多大な功労があると認められる者	4,900		抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	特に顕著な功労があると認められる者	多大な功労があると認められる者	第1級	18,700	13,600以下9,000以上	4,900	第2級	15,500	12,100以下7,900以上	4,600	第3級	13,600	10,700以下7,100以上	4,100	第4級	12,100	9,500以下6,400以上	3,600	第5級	10,300	8,200以下5,500以上	3,100	第6級	9,000	7,000以下4,700以上	2,800	第7級	7,600	5,900以下4,100以上	2,300	第8級	6,400	4,900以下3,400以上	1,900
功労の程度による支給額	金額																																																	
(1)特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	25,200																																																	
(2)抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	18,700																																																	
(3)特に顕著な功労があると認められる者	13,600以下 9,000以上																																																	
(4)多大な功労があると認められる者	4,900																																																	
	抜群の功労があり、他の模範となると認められる者	特に顕著な功労があると認められる者	多大な功労があると認められる者																																															
第1級	18,700	13,600以下9,000以上	4,900																																															
第2級	15,500	12,100以下7,900以上	4,600																																															
第3級	13,600	10,700以下7,100以上	4,100																																															
第4級	12,100	9,500以下6,400以上	3,600																																															
第5級	10,300	8,200以下5,500以上	3,100																																															
第6級	9,000	7,000以下4,700以上	2,800																																															
第7級	7,600	5,900以下4,100以上	2,300																																															
第8級	6,400	4,900以下3,400以上	1,900																																															

協 定 項 目	消防団の取扱いについて	関 係 項 目	消防関係施設・設備、年間行事
---------	-------------	---------	----------------

項 目	1 市 2 町 の 現 況				調 整 案	
【年間行事】	主な年間行事	武 雄 市	山 内 町	北 方 町	消防団の年間行事については、合併までに調整する。	
	出 初 式	1月	1月	1月		
	入退団式	4月 (辞令交付式のみ)	隔年 4月	4月 (辞令交付式のみ)		
	夏季訓練	8月	8月	8月		
	年末警戒	12月 28日 ~ 30日	同左	同左		
	その他訓練	市総合防災訓練 (5月) 文化財火災防御訓練 (1月)	中継訓練 (2月)	中継訓練 (2月) 水上訓練 (5月)		
	防火パレード	春・秋の全国火災予防週間中	同左	同左		
	その他	消防水利点検 消火栓点検 小型ポンプ操法・小隊訓練 格納庫・備品検査	同左	同左		
【消防車両等】	車 両	武雄市	山内町	北方町	消防関係施設・設備については、新市に引き継ぎ、合併後、管理計画を策定する。	
	消防ポンプ自動車	2台	2台	1台		
	小型動力ポンプ積載車	45台	9台	12台		
	小型動力ポンプ	43台	9台	12台		
	救助用ボート	2艘		16艘		
	船外機	2基		12基		
	更新計画	積載車	20年	20年		規定なし
		ポンプ車	25年	20年		規定なし
【消防施設等】	施 設	武雄市	山内町	北方町		
	消防格納庫	51	11	13		
	消防詰所	50	11	12		
	水防倉庫	1	1	1		
	防火水槽	178	76	91		
	消火栓	485	85	68		

協定項目	消防団の取扱いについて	関係項目	消防団の組織
------	-------------	------	--------

新市消防団組織図(案)



旧市町区域

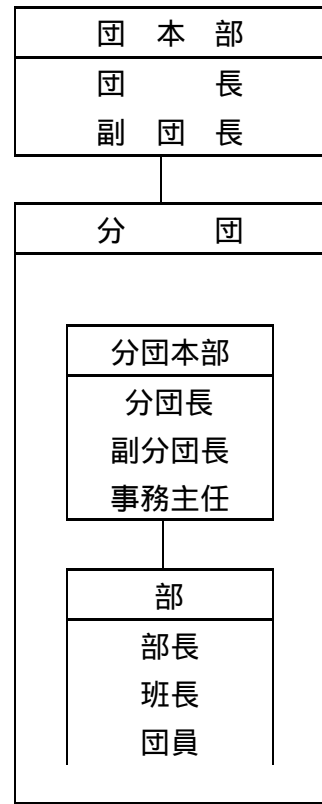
武雄	第1分団	~	第7分団
山内	第8分団	~	第9分団
北方	第10分団	~	第12分団

女性部

第一部	旧武雄市
第二部	旧山内町
第三部	旧北方町

1 市 2 町 の 現 況

武 雄 市



分団名	設置区域	
第1分団	武雄町	9部
第2分団	朝日町	8部
第3分団	若木町	6部
第4分団	武内町	7部
第5分団	西川登町	6部
第6分団	東川登町	4部
第7分団	橋町	6部

部の数：46部

山 内 町

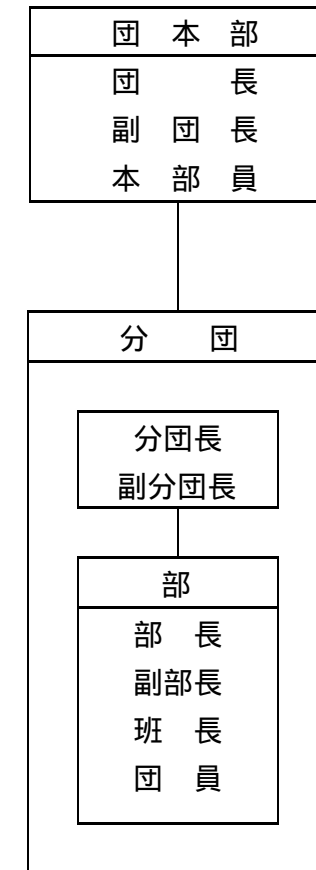


第一分団	設置区域
第一部	三間坂区
第二部	鳥海区
第三部	永尾踊瀬区
第四部	犬走区
第五部	船の原区
第二分団	設置区域
第六部	宮野区
第七部	立野川内
第八部	大野区
第九部	今山区
第十部	黒髪区

役場消防有り

部の数：10部

北 方 町



第 1 分 団		第 3 分 団	
第 1 部	焼米	第 10 部	大渡・蔵堂・永池
第 2 部	追分・掛橋	第 11 部	医王寺
第 3 部	木の元・高野	第 12 部	椴島・芦原
第 2 分 団		本 部	
第 4 部	北方・西杵	本部	町全域
第 5 部	東・西宮裾	女性部	町全域
第 6 部	白仁田		
第 7 部	久津具		
第 8 部	馬神・浦田		
第 9 部	杉岳		

役場消防有り

部の数：14部

【根拠法令】

消防組織法（抜粋）

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

第 7 条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第 8 条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第 9 条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

(1) 消防本部

(2) 消防署

(3) 消防団

第 15 条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第 15 条の 2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第 15 条の 3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第 15 条の 4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第 15 条の 5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第 15 条の 6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服利に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第 15 条の 7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

第 15 条の 8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。